

Title	「宋西北辺境軍政文書」に見える宋代文書書式とその伝達：宋代文書体系の復元に向けて
Author(s)	伊藤, 一馬
Citation	大阪大学大学院文学研究科紀要. 2018, 58, p. 1-47
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/68250
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

「宋西北辺境軍政文書」に見える宋代文書書式とその伝達

——宋代文書体系の復元に向けて——

伊藤 一馬

はじめに

従来の宋代史研究においては、秦漢史の簡牘史料、唐代史の敦煌・トゥルファン出土文書、モンゴル時代・元代史の『元典章』文書やカラホト（黒水城）出土文書、明清史の檔案史料に比して文書史料が極めて乏しく、そのために文書研究も大幅に立ち遅れていたと言える。しかしながら近年では宋代文書研究は大いに活況を呈しており、その背景には、大きく二つの要因があると思われる。

まず一つには、史料状況の改善・好転が挙げられよう。すなわち、カラホト出土の「宋西北辺境軍政文書」（以下、「宋西北文書」）、『宋人佚簡』紙背の「南宋舒州公牘」、南宋徐謂礼墓出土の「武義南宋徐謂礼文書」（以下、「徐謂礼文書」といった宋代文書史料群が発見あるいは公刊され、研究者の注目を集めている。また、文書が碑石に刻されその原碑や拓本が現存する、あるいはその内容が石刻文献に著録されて現在に伝世する「石刻文書」も注目され、小林隆道氏による網羅的な調査・蒐集によって約三〇〇〇点が紹介されている【小林二〇二三、一四〇—一八九頁】。このほか、編纂史料などに抄写される形で伝世する文書史料も知られており、宋代の文書史料は大幅に増加したと言えるだろう。⁽²⁾

もう一つには、宋代文書制度そのものへの関心の高まり、特に政治史や外交史での文書への注目が指摘できる。例えば、従来の宋代政治史研究においては蓄積の少なかつた政策決定過程・情報伝達・監察制度・中央―地方関係などの研究が進展するに伴い、一九九〇年代から政治史における文書制度に着目した研究が見られるようになった。⁽³⁾ また、近年では、宋代すなわち十―十三世紀におけるユーラシア東方の国際関係が注目され、⁽⁴⁾ その中で各勢力・国家間で交わされる「致書」や「牒」といった「外交文書」の分析が有効な手法となっている。⁽⁵⁾

しかしながら、史料環境の好転や研究蓄積にも関わらず、宋代文書研究には文書制度の全体像の解明という大きな課題が残されたままである。宋代の文書書式やその機能については、北宋・司馬光『司馬氏書儀』や南宋『慶元條法事類』の記述に基づいて主に検討されてきたが、これらに記載されない文書書式も実際の文書史料には見出される。また、これらに記載される文書の使用範囲は、主に中央の官司間、および中央―地方官司間に限定されており、例えば、地方官司間における文書伝達のような地方文書行政について窺い知ることが難しい。さらに、宋代文書研究においては、豊富な研究蓄積を有する唐代史研究あるいは元代史研究の成果の援用がしばしば見られるが、例えば同一名称の文書書式が存在することは、その文書書式の機能や運用原理までもが同一であることを必ずしも意味するものではなく、この点にも注意が必要である。そもそも約三百年にも及ぶ宋一代を通じて文書体系が不変であるかどうかについても、時期的な変遷という可能性を考慮する必要があるだろう。

これらに鑑みれば、『司馬氏書儀』や『慶元條法事類』の記述を踏まえつつ、実際の文書史料から帰納される情報との対照によって、宋代文書体系の全体像を描く必要があるだろう。しかしながら、この目的の達成に向けても大きな障害が存在する。それは、上述の宋代文書史料のそれぞれが、文書の種類・時期・地域・内容など何らかの偏向や制約を抱えており、個々の文書史料群からでは文書体系の全体像を復元することが極めて困難であるということである。それゆえ、まず必要となるのは、個々の文書史料群の性格や内容を把握することであり、その上で編纂史料や他の文書史料群との対照を通じて、宋代文書体系の全体像を描いていくべきであろう。すなわち、宋代において、どのような名称・書式の文書が存在し、それらはどのような機能を有し、どのような状況で用いられるのか、そして宋代を通じてどのような展開・変遷を辿るのか、という問題を、編纂史料と文書史料の双方を対照させながら明らかにしていく必要がある。以上の問題意識に鑑み、本稿ではそのような試みのひとつとして、「宋西北文書」に着目する。

「宋西北文書」は、二十世紀初頭にロシアのコズロフ探検隊によってカラホト遺址から発見・将来され、現在はサンクトペテルブルクのロシア科学アカデミー東方文献研究所に所蔵されている、全一〇九点から成る宋代官文書群である。この文書群については、コズロフ将来品を整理したメンシコフ氏による目録『メンシコフ目録』およびその中国語版『孟黒録』により、その存在は知られていたが、情報は断片的なものにとどまっていた。その後、二〇〇〇年に出版された『俄蔵黒水城』第六卷に「宋西北文書」全一〇九点の写真図版が収録されるとともに、ほぼ全ての録文を含む「叙録」も付されたことで、「宋西北文書」はその全貌を現したのである。「宋西北文書」は、宋代史研究における貴重な文書史料として研究者の注目を大いに集め、すでに近藤二〇〇五、孫繼民二〇〇九、孫繼民・宋坤・陳瑞青二〇一二、陳瑞青二〇一四をはじめとして、多くの研究成果が発表されている。⁶⁾ただ、「宋西北文書」を利用して宋代の文書制度を論じる研究はさほど多いわけではない。

本稿ではまず、先行研究に拠りながら宋代文書制度の概要を述べた上で、宋代文書研究における現状と課題を確認する。次に、「宋西北文書」に見える文書の書式や授受関係、機能を整理し、文書伝達の流れを検討する。「宋西北文書」は後述するように、時期・地域・内容ともに非常に限られた範囲の文書史料群ではあるものの、一方で他の文書史料群には見られない、実際に地方官司間で伝達・授受された官文書を多く含むという特徴もある。「宋西北文書」から浮かび上がる文書伝達経路を手掛かりとして、宋代文書体系とくに地方文書行政の一端を解明することができるはずである。

一 宋代における文書の種類と文書伝達

宋代に使用されていた文書の種類は、三十種以上にも上るとされる。例えば、南宋・趙昇『朝野類要』卷四、「文書」には三四種、『宋史』卷一六一、「中書省」には七種、南宋『慶元條法事類』卷一六、「文書門」「文書式」には九種の文書がそれぞれ挙げられている。⁷⁾しかしながら、これらに挙げられている文書の種類は、中央や地方、官司や個人、公文書や官文書など、使用される場や状況に応じた区別がなく、それぞれについてどのような場、どのような運用原理に基づいて使用されるのか、個々に検討する必要がある。本稿では、地方文書行政において使用される官文書、特に地方官司間で授受される官文書に焦点を絞って検討することとした。

なお、公文書・官文書の定義については、中村裕一氏が公文書を「皇帝の名で公布される王言（制勅類）」と「官府間もしくは官府・官人間において行用される文書（官文書）」の総称と定義しており「中村一九九一、五頁／一九九六、四頁」、多くの研究もこの定義に依拠してきたと言える。しかしながら、中村氏の定義では、例えば百官から皇帝への上奏文などの皇帝が受信する文書、官品を持たない庶人が発信する文書、官府内で事務処理のために保管される帳簿・記録類などが公文書や官文書に含まれない。赤木崇敏氏はこの点を指摘・修正し、官文書を「官府・官人が行政処理を行う上で取り扱う文書の総称」とし、官文書に「詔令奏議類（王言＋上奏文）」を加えたものが公文書であると定義した「赤木二〇一三a、一三―一五頁」。また、荒川正晴氏も官文書を「官府間あるいは官府と官人の間でやり取りされる文書（通信文）」と、官府内で保管される文書（正校案文）、さらには管理・同定のための照合を機能とする類の文書（帳簿・証書・目録・名簿など）の総称」とし、公文書はこの官文書に「詔勅・上奏」の類を加えたものと定義する「荒川二〇一四、一一―一五頁」。さて、宋代の文書書式やその運用原理については、『司馬氏書儀』や『慶元條法事類』に記載があり、先行研究でも多く参照されている。このうち官司間で伝達される文書としては『司馬氏書儀』には申状式と牒式、『慶元條法事類』には状式・牒式・関式・符式・帖式の書式が記されており、各文書の書式に続けて運用規定が記されている。この運用規定をもとに、各文書書式がどのような機能を備えていたのか、あるいはどのような条件や範囲において使用されたのかを窺い知ることができる。各文書書式については先行研究で個々に分析が加えられているものもある⁸⁾ので、それぞれの先行研究の成果にも依拠しつつ、ここで改めて確認しておく。

まず、『司馬氏書儀』の申状式の運用規定は、次のように記される。

『司馬氏書儀』卷一、公文、申状式

右、内外官司、向所統屬並用此式「尚書省司上門下・中書省・樞密院、及臺省・寺監上三省・樞密院、省内諸司并諸路・諸州上省臺寺監、並准此」。

右、内外の官司、統屬する所に向かうに並びに此の式を用う「尚書省司の門下・中書省・樞密院に上す、及び臺省・寺監の三省・樞密院に上す、省内の諸司並びに諸路・諸州の省臺寺監に上すも、並びに此れに准う」。

これによれば、申状式とは統属関係にある官司間で使用される上申文書であることが分かる。さらに、尚書省の諸司から門下・中書省・樞密院に対して文書を発出する場合、御史臺・殿中省や寺監から三省や樞密院に対して文書を発出する場合、三省の諸司や諸路・諸州が御史臺・殿中省・寺監に対して文書を発出する場合においても、この申状式を使用することになっていた。

『慶元條法事類』に記される状式についても、同様の運用規定が記されている。

『慶元條法事類』卷一六、文書門、文書式、状式

申所統攝官司、皆用此式。「在外申三省・樞密院、若省臺寺監者、准此。仍狀前貼出至京地里及申發日時。餘公文往還亦書入遞年月日」。其年月日下舊書主典姓名者、自從舊。

統攝する所の官司に申するに、皆な此の式を用いよ。「在外の三省・樞密院、若しくは省臺寺監に申する者は、此れに准え。仍お狀前に京に至るの地里及び申發せる日時を貼出せよ。餘の公文の往還も亦た入遞せる年月日を書せ」。其の年月日の下に舊と主典の姓名を書す者は、自から舊に従え。

この『慶元條法事類』の状式も、統撰（統属）関係にある官司間で用いられる上申文書として規定されている。そして、地方官司が中央の三省・樞密院・御史臺・殿中省・寺監に対して文書を出す場合にも、押し並べて状式を使用するように定められている。さらに、『慶元條法事類』では、文書の発出に際して都までの通鋪による文書伝達ルート、発出の日時、入通の日時を明確にすることも定められている。

なお、『司馬氏書儀』の申状式と『慶元條法事類』の状式とは、これまで同一視されてきたように思われるが、厳密には本文の結句に差異が認められる。申状式では「謹具状申宛先」。「謹状。」と結ぶのに対して、状式は「謹具申宛先」。「謹状。」と結ぶ。わずかな差異ではあるが、『司馬氏書儀』では申状式、『慶元條法事類』では状式と明確に記されていることに鑑みても、両者を完全に同一と考えることには慎重になるべきであろう。⁽⁹⁾

次に、牒式の運用規定を確認する。牒式についても『司馬氏書儀』と『慶元條法事類』の双方に記載がある（①～④は筆者）。

『司馬氏書儀』卷一、公文、牒式

①右、門下・中書・尚書省以本省事、樞密院以本院事相移「並謂非被受者」、及内外官司非相管隸者相移、並用此式。②諸司補牒亦同。惟於年月日下書書令史名、辭末云「故牒」。③官雖統攝、而無狀例、及縣於比州之類、皆曰「牒上」「寺監於御史臺・秘書・殿中省、准此」。④於所轄而無符・帖例者、則曰「牒某司」、不闕字「尚書省於御史臺・秘書省・殿中省、及諸司於臺省、臺省・寺監於諸路・諸州、亦准此。其門下・中書省・樞密院、於省内諸司・臺省寺監官司、辭末云「故牒」、尚書省於省内諸司、准此」。

①右、門下・中書・尚書省は本省の事を以て、樞密院は本院の事を以て相い移る「並びに被受するに非ざる者を謂う」、及び内外の官司の相い管隸するに非ざる者の相い移るは、並びに此の式を用う。②諸司の補牒も亦た同じ。惟だ年月日の下に書令史の名を書き、辭末に「故牒」と云う。③官統攝すと雖も、狀の例無き、及び縣の比州に於するの類は、皆な「牒上」と曰え「寺監の御史臺・秘書・殿中省に於するは、此れに准う」。④所轄に於するも符・帖の例無き者は、則ち「某司に牒す」と曰い、闕字せず「尚書省の御史臺・秘書省・殿中省に於する、及び諸司の臺省に於する、臺省・寺監の諸路・諸州に於するは、亦た此れに准う。其れ門下・中書省・樞密院、省内の諸司・臺省寺監の官司に於するは、辭末に「故牒」と云い、尚書省の省内の諸司に於するは、此れに准う」。

『慶元條法事類』卷一六、文書門、文書式、牒式

①内外官司、非相統攝相移、則用此式「②諸司補牒准此、唯改「牒某司」作「牒某人」、姓名不闕字、辭末云「故牒」、於年月日下書吏人姓名」。③官雖統攝而無申狀例及縣於比州之類、皆曰「牒上」。④於所轄而無符・帖例者、則曰「牒某司」或「某官」、並不闕字。①内外の官司、相い統攝するに非ずして相い移るは、則ち此の式を用いよ「②諸司の補牒は此れに准い、唯だ「某司に牒す」を改めて「某人に牒す」と作すのみにして、姓名は闕字せず、辭末に「故牒」と云い、年月日の下に吏人の姓名を書せ」。③官統攝すと雖も申狀の例無き及び縣の比州に於するの類は、皆な「牒上」と曰え。④所轄に於するに符・帖の例無き者は、則ち「某司」或いは「某官」に牒すと曰い、並びに闕字せざれ。

宋代の牒式の機能については平田・赤木両氏によって詳細に分析が加えられており、それらに拠れば、宋代の牒式文書の機能は四つに大別される。すなわち、①相い管隸の關係にない官府間で通行する平行文書、②官員を任命する補任文書、③臨時的な統属關係が発生する

場合の上申文書、④臨時的な統属関係が発生する場合の下達文書、である。そして、この四つの機能の使い分けに応じて、文書の冒頭や本文結句なども書き分けがなされ、各機能と文書冒頭や本文結句の対応については、以下のようになる〔赤木二〇一三b、五六頁〕。

【表1】宋代牒式の機能

	機能	冒頭行	本文結句
①	相い管隸の関係に無い官府間で通行する平行文書	某司 牒 某司	謹牒
②	官員を任命する補任文書	某司 牒 某司	故牒
③	臨時的な統属関係が発生する場合の上申文書	某司 牒上 某司	謹牒
④	臨時的な統属関係が発生する場合の下達文書	某司 牒 某司	故牒

牒式文書の機能について注目すべきは、①③④である。すなわち、牒式文書は上申・下達・平行という全ての機能を備えており、また条件付きではあるものの統属・非統属関係に拘わらず使用可能⁽¹⁰⁾、極めて汎用性の高い文書書式であったと言える⁽¹¹⁾。『慶元條法事類』にのみ記載される関式・符式・帖式の運用規定は、それぞれ次の通りである。

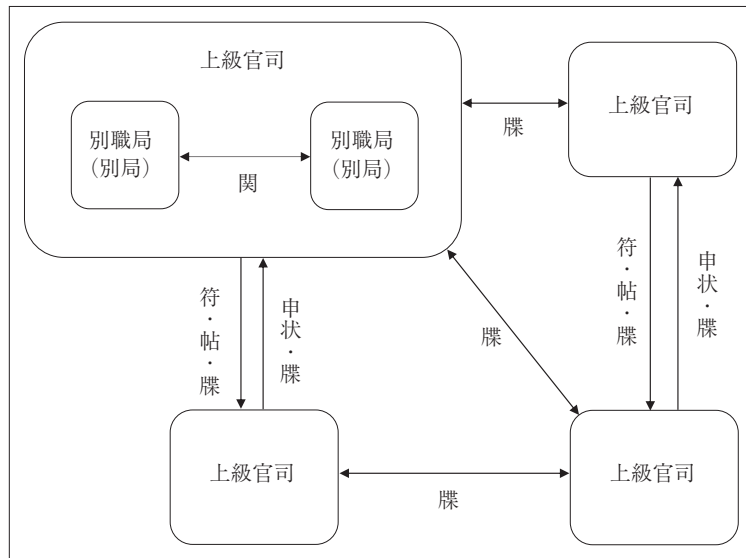
『慶元條法事類』卷一六、文書門、文書式、関式

官司同長官而別職局者、若有事相關、並用此式。

官司の長官を同じくして別職局の者、若しくは事の相い關わる有れば、並びに此の式を用いよ。

『慶元條法事類』卷一六、文書門、文書式、符式
 州下屬縣用此式。本判官壹員書字。

州の屬縣に下すは此の式を用いよ。本判官壹員は書字せよ。



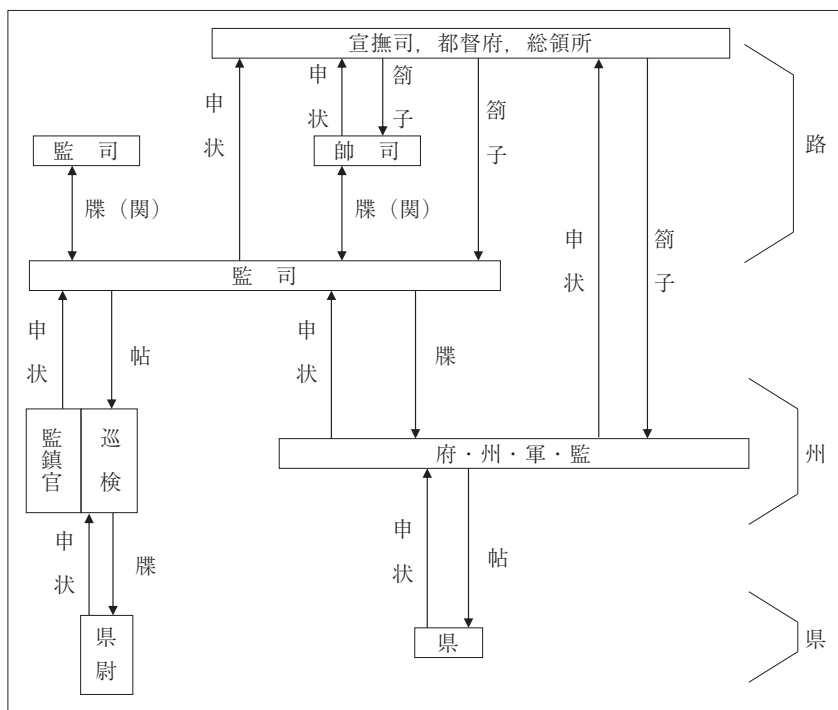
【図1】宋代の文書行政の流れ [赤木 2008, p. 97, 図6をもとに作成]

『慶元條法事類』卷一六、文書門、文書式、帖式
 州下屬縣、不行符者、皆用此式。餘上司於所轄應行者、准此。
 州の屬縣に下すに、符を行らざる者、皆な此の式を用いよ。餘の上司の
 所轄に於して應に行るべき者は、此れに准え。

これらに拠れば、関式は長官を同じくする別職局間で使用されるか関係ある
 事柄の場合に使用される平行文書、符式は州から属県に下す際に使用される
 下達文書、帖式は州が属県に下す際に符式を用いない場合や、その他上級官
 司が統属関係にある下級官司に対して文書を送る際に使用される下達文書で
 あることが分かる。

以上、『司馬氏書儀』や『慶元條法事類』に記載される文書書式およびそ
 の運用規定に基づけば、宋代の文書行政の流れは図1のように復元すること
 ができる。

この図1から窺える特徴として、宋代の文書行政において牒式の占める比
 重が高いことが挙げられる。ただ、統属関係にある官司間における上申文書・
 下達文書として牒式が使用されるのは、状(申状)や符・帖が使用されない
 場合という条件がある、という点には注意を要しよう。牒式の使用について



【図2】宋代地方官司間の文書の流れ [平田 2012, p. 315 に基づき作成]

は、『司馬氏書儀』の運用規定に特に詳細に記されているが、そこで具体的に言及されているのは中央官司間および中央―地方間における使用のみであり、全体としても地方官司間における文書伝達については州県間を除きほとんど言及されていない。この牒式の例のように、宋代の地方統治における最大の特徴である路や路官・路級官司が、州や県、その他の地方官司との間でどのような文書伝達を行っていたのかは不明なのである。すなわち、『司馬氏書儀』や『慶元條法事類』のみからでは、宋代の文書体系とりわけ地方文書行政の実態や全体像を浮かび上がらせることは困難であると言えよう。

これに対し、編纂史料や文書史料から窺える文書伝達経路を手がかりとした地方文書行政の在り方の復元も試みられている。例えば、遠藤隆俊氏は成尋『參天台五臺山記』所収の宋代官文書を手がかりに、成尋に対する通行許可証・滞在許可証である公抛・公憑の発給をめぐる地方文書行政の在り方を復元する〔遠藤二〇〇二〕。山崎覚士氏は両浙市舶司における文書処理をはじめとする沿海行政を論じる中で、市舶司と関係各所との文書伝達についても明らかにしている〔山崎二〇一〇〕。小林隆道氏は寺観に降された石刻文書を手がかりに、やはり寺観への文書発給をめぐる文書伝達経路を復元している〔小林二〇一三(二〇〇九b)〕。

そして、平田茂樹氏は編纂史料中から地方文書行政における様々な文書伝達の事例を抽出し、宋代の地方文書行政の流れを図2のように復元する。

この図をもとに、平田氏は「基本的に笥子、帖のように下行文書によって表現される縦方向のベクトルを中心とした官司間の関係と、関、牒といった平行文書によって表現される横方向のベクトルを中心とした官司間の関係が文書の様式によって明瞭に表現されている」ことを読み取った上で、さらに「路と州の関係は、基本的には「相統摂せざる」官府間の関係として一般に牒が用いられるのが原則であり、また軍事関係の路を中心に他の路官や州に対して笥子が多用されるということが同時に存在していたのであり、縦、横両方のベクトルが混在する関係として機能していた」ことを指摘し、「路の官は州県官を監督するとともに、巡検、監鎮官など州県官の枠外に存在した官府も監督する立場にあり、それは縦方向のベクトルとして表現されていた」とする〔平田二〇二二(二〇〇七)、三二四頁〕⁽¹²⁾。

この平田氏の成果により、宋代地方文書行政における路の位置付けは示されたと言える。ただ、氏の想定する文書伝達は、南宋期以降に定着した総領所や都督府、宣撫司が見えるように、主として南宋期を対象としたものとなっている。また、氏自身も随所で指摘するように、南宋期の地方文書行政には、南宋の置かれた特殊性が反映され、北宋とは異なる原理が働いていたと考えられる〔平田二〇二二(二〇〇七)、三二六―三二七頁〕。すなわち、北宋期における地方文書行政の実態の解明は、依然として課題として残されているのである。また、近年増加した宋代文書史料の実例から浮かび上がる文書行政の在り方とも、比較・対照する必要があるだろう。

二 「宋西北文書」の概要と性格

「宋西北文書」の写真図版が出版されて以来、すでに「叙録」をはじめとして、白濱〔二〇〇三〕・近藤一成〔二〇〇五、二一七頁〕・陳瑞青〔二〇〇八／二〇一四〕・孫繼民〔二〇〇九前言、一一―一五頁〕諸氏によって概要は示されているほか、「宋西北文書」の実見調査を行った赤木崇敏氏〔二〇一二〕および筆者〔伊藤二〇一二b〕による整理もある。以下では、これらの成果に拠りつつ、「宋西北文書」の概要や性格を改めて整理・確認しておく。⁽¹³⁾

まず、「宋西北文書」の年代については、全一〇九葉のうち紀年を有するものが五〇葉あり、北宋政和八年(一一一八)から南宋建炎

二年（一一二八）までであり、金により華北に建てられた傀儡政権・斉国の阜昌二年（一一三二）も見える。さらに、孫繼民・赤木崇敏両氏が文書内容の関係性に基つき年代を考察・整理しており「孫繼民二〇〇九、二〇五―二六〇頁／赤木二〇一二、七四―七五頁」、最終的に年代が特定されない文書が数点残るものの、宣和七年（一一二五）、靖康元年（一一二六）、靖康二年＝建炎元年（一一二七）、建炎二年（一一二八）の四年間の文書が九七葉と圧倒的多数を占めていることが明らかとなった。

また、「宋西北文書」の各文書には、北宋神宗期（一〇六八―一〇八四年）に施行された将兵制⁽¹⁴⁾によって各路に編制された軍事単位「将」の一つである鄜延路第七将が頻見し、その所在地は保安軍と考えられる⁽¹⁵⁾。そのほか、鄜延路経略安撫使司・鄜延路都総管司、延安府・保安軍、金湯城・徳靖寨、鄜延路第十将などが見える。これらはすべて宋の対西夏前線地域であった鄜延路に属する機関・単位であり、「宋西北文書」が鄜延路域内において授受・伝達・処理された文書群であることを示している。文書内容に目を向ければ、金湯城における軍糧不正問題に関わる文書が四一葉を占めるほか、鄜延路を含む陝西地域における西夏・金への対応、開封陥落後の陝西地域の動向や軍備再建に関わる文書が目立つ。このほか、兵士への衣服・装備の供給、堡寨における軍備、逃亡兵の処置など、軍事体制の細部に関わる文書も見られ、ほぼ全てが軍事に関わると言える。

次に、各文書の授受関係を見れば、文書の発信者は、鄜延路経略安撫使司・鄜延路都総管司という路級官司、延安府・保安軍という州級官司のほか、金湯城や徳靖寨という堡寨、策応環慶路軍馬や鄜延路第十将という臨時的に組織されたと思われる部隊、漢弓箭手第三十一指揮という指揮レベルまで、多様な機関・単位が見られるのみならず、一兵士やその婦人、吏員なども見られ、多岐に亘っている。その一方で、文書の受信者については、文書中に明示されているものは、二葉を除けばすべてが鄜延路第七将である。また、その二葉についても鄜延路第七将の官司に保管されていたと考えられる「赤木二〇一二、七九頁」。さらに、受信者が不明であった文書や鄜延路第七将以外と想定されていた文書についても、鄜延路第七将における事務処理のために作成された官司内文書すなわち「検文書」であることが赤木氏によって明らかにされ「赤木二〇一二、三六―三七二頁」、先行研究に見られる発出主体・受信者に関する誤解も個々に指摘されている「赤木二〇一二、七三―七八頁」。この赤木氏の成果に拠れば、現時点で判明する限りにおいて、「宋西北文書」は鄜延路第七将が受信した、あるいは鄜延路第七将の官司内で処理された文書⁽¹⁶⁾と言える。また、この事実から「宋西北文書」は鄜延路第七将の官司に保管されていたと考えられる⁽¹⁷⁾。

以上のように、「宋西北文書」は北宋最末期から南宋最初期という時期における、北宋・南宋の対西夏軍事前線地域であった鄜延路における軍事情勢に関わる文書群であり、時期・地域・内容面において偏向・制約を抱えていると言わざるを得ない。しかし一方で、「宋西北文書」は地方官司で実際に授受・処理された様々な官文書を含んでいるばかりか、極めて多様な発信者から鄜延路第七将という特定の受信者に対して発出されており、当然ながら鄜延路第七将と発信者との関係性（上下関係・統属関係など）に応じて文書の書式が異なっている。この点、「宋西北文書」は宋代に使用されていた文書書式の抽出や機能の分析、地方における文書伝達の解明の手掛かりとなる恰好の史料群でもあると言えよう。

三 「宋西北文書」に見える文書書式と文書伝達

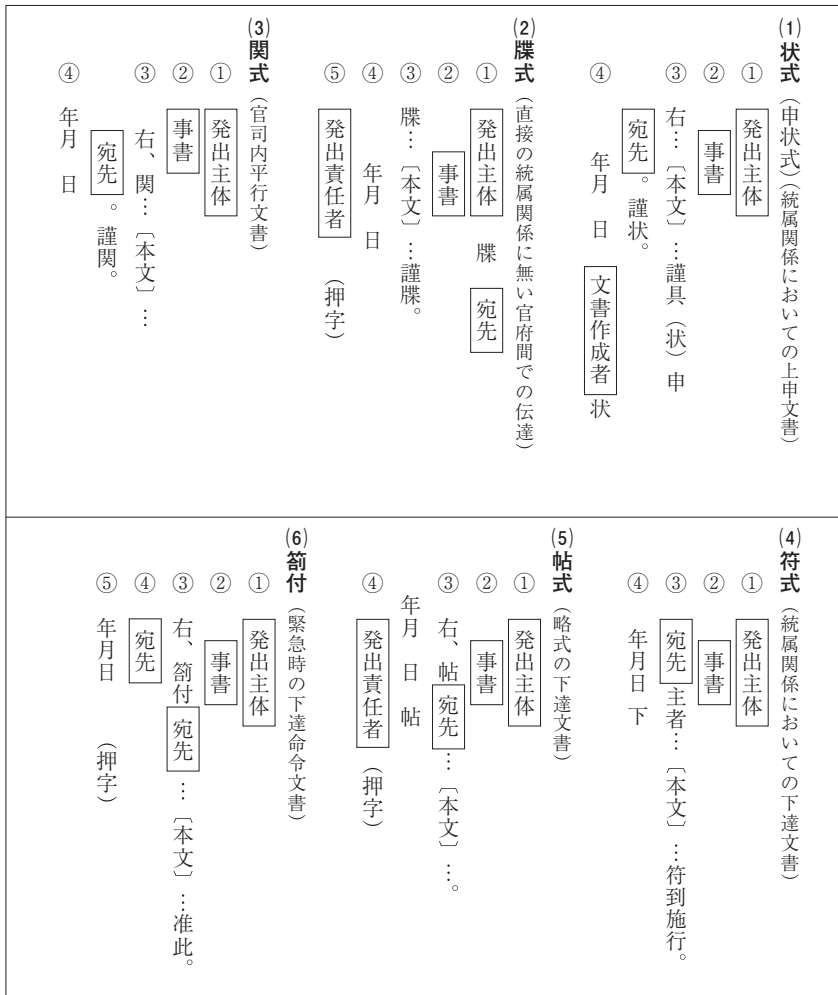
すでに赤木氏が『司馬氏書儀』や『慶元條法事類』および「宋西北文書」にも基づき、宋代の文書書式および機能を復元・整理している。そのうち官司間で授受・伝達された文書の書式は図3の通りである。なお関式・符式は「宋西北文書」に実例はない。ただ、その授受関係すなわち文書伝達経路については深く言及されていないため、本稿では改めて「宋西北文書」に見える文書の授受関係や文書書式を整理してその機能を分析するとともに、文書伝達経路を復元することで、宋代地方文書体系の一端を提示する。

(一) 状文書

「宋西北文書」中には、西夏と対峙する陝西地域に多数修築された軍事施設である堡寨から鄜延路第七将に宛てて発出された文書が頻見し、これら堡寨から発出された文書は共通の特徴を備えている。ここでは、そのうち保安軍域内にある徳靖寨と金湯城からそれぞれ発出された文書を取り上げる。まず、徳靖寨から発出されたものに、一〇九一一四文書がある。

「宋西北文書」一〇九一一四文書⁽¹⁸⁾

1 徳靖寨



【図3】 宋代の文書書式 [赤木 2012, pp. 61-62 をもとに作成]

- 2 准華池寨牒、准合水縣牒、當縣於今月初二日
- 3 制置 待制到縣止宿、未知經由去處。請照會、
- 4 更切關報前路者。
- 5 右、謹具申
- 6 弟七將。謹狀。
- 7 建安二年十二月 日承信郎權德靖寨兵馬監押劉「廣」從軍 狀
- 8 從義郎權知德靖寨呂「敦禮」
- 9 「初五日」 ○ (押字) ○ (押字)
- 10 「初五日」 ○ (押字) ○ (押字)

〔訳〕

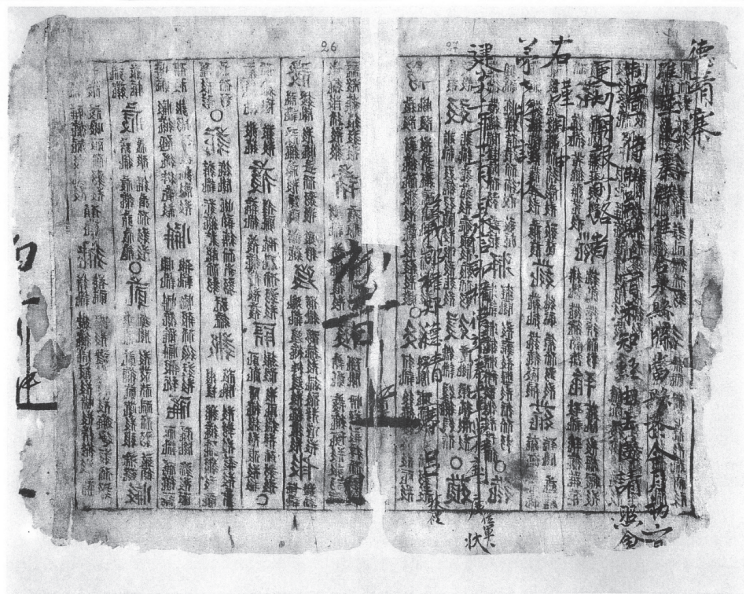
德靖寨「から発出いたします」

「德靖寨が」受領した華池寨の牒文書によれば、「華池寨が」受領した合水県の牒文書によれば、「本県は、今月（＝建安二年十二月）二日に制置・待制（＝王庶）が県に到着したものの、「宿泊後の経過やその後の行き先は分からない。「王庶の所在を」照会し、さらに「華池寨より」先々へ「この件を」報告するよう、切にお願いしたい。」とのことでありました。

右「[のことがらについて]、謹んでつぶさに」[鄜延路]第七将に上申いたします。謹状。

建安二年十二月 日 承信郎・権德靖寨兵馬監押 劉広（從軍中につき不在） 状す

從義郎・権知德靖寨 呂敦礼



【資料1】「宋西北文書」109-14 文書

「五日に受理した」

この一〇九―一四文書は、建炎二年十一月十六日の金軍による延安府の失陥後、鄜延路経略安撫使・龍図閣待制・知延安府であった王庶が、知鎮戎軍・涇原路経略司統制官の曲端のもとに逃げ延びた際に、逆に曲端に軟禁された上、さらに陝西地域全体の軍事責任者として帯びていた制置使の印をも奪われた事件と深く関わっている。王庶が解放された時期は編纂史料からは窺い知れないが、「宋西北文書」中の関連文書より十一月末から十二月初めであろうと推測されている〔孫繼民二〇〇九、三二七―三二八頁〕。本文書に見える「制置・待制」とは王庶のことであり、本文書は解放された王庶の動向を伝える史料と言える。

次に、金湯城から発出された文書を確認する。前述のように「宋西北文書」には、金湯城における軍糧不正受給に関する裁判案件が四一葉含まれており、金湯城から鄜延路第七将へ送られた文書も頻見する。そのうち、冒頭と末尾が残存している一〇九―七一文書を取り上げる。

「宋西北文書」一〇九―七一文書⁽²⁰⁾

- 1 金湯城
- 2 准 使將牒、請將寄居使臣陳承信、百姓王
- 3 漢忠・龐四郎・趙十三・薛大、專副高仲・
- 4 輝、所由高順・周順、倉司貼書許僧、脚夫^有
- 5 大眼、專副高仲弟六哥等、如逐人別^有
- 6 趨避、⁽²¹⁾即將父母妻男押送前來者。
- 7 右、本城今勾到專副高仲並康輝母^親
- 8 ⁽²²⁾何・李等貳一人、隨狀分付與差來人桑青・周
- 9 □等監押、赴

10 使將出頭去訖外、有其餘人並各趨閃、見⁽²³⁾

11 差人收捉、別具狀申解次。謹具申

12 第七將。謹狀。

13 宣和七年八月 日從義郎權金湯城兵馬監押杜「肇」 狀

14 武德郎知金湯城李「成」

〔訳〕

金湯城「から発出いたします」

「金湯城が」受領した使將（＝鄜延路第七將）の牒文書によれば、「寄居使臣の陳承信、百姓の王漢忠・龐四郎・趙十三・薛大、専副の高仲・康輝、所由の高順・周順、倉司貼書の許僧、脚夫の大眼、専副高仲の第六哥などを対象に、もし各人が他処へ逃亡したならば、ただちに彼らの父母や妻子の身柄を拘束し、第七将まで移送してくるように」とのことでありました。

右「のことがらにつき」、本城は現在専副の高仲と康輝それぞれの母親何・李の二人を拘束し、状況にしたがって、派遣されてきた桑青・周□二人にそれぞれ引き渡して移送させ、使將（＝鄜延路第七将）のもとへ赴き出頭させたほか、他のものたちは皆なそれぞれ逃亡しているため、いま人を派遣して拘束させており、「このことについては」別に状況を記してこの次第を報告いたします。謹んでつぶさに第七将に上申いたします。謹状。

宣和七年八月 日 從義郎・權金湯城兵馬監押 杜肇 状す



【資料2】「宋西北文書」109-71 文書

武徳郎・知金湯城 李成

この一〇九一七一文書は、寄居使臣の陳承信以下十二名に対し、彼らが逃亡した場合に父母や妻子を拘束するようにという鄜延路第七将からの牒文書による指示を受けた金湯城が、彼らの妻子を拘束したこと、あるいは拘束しようとしていることを報告したものである。

さて、徳靖寨から発出された一〇九一四文書と金湯城から発出された一〇九一七一文書とを比較すると、①冒頭に発信者（発出主体）を記す、②事書に相当する部分（≡両文書ではいずれも以前に受領した文書の内容）を①冒頭行より下げて記す、③「右」で始まる本文を②よりも高く、おおむね冒頭行と同じ高さから書き始める、④本文を「謹具申第七将（≡宛先）。謹状。」という形で結ぶ、⑤最後に発出責任者の署名を記し、その下に「状」と記す、などの点が共通していることが分かる【**図3**】。

これらの特徴は『慶元條法事類』に記される状式の書式と合致し、一〇九一四文書と一〇九一七一文書は状式文書であることが分かる。状式は統属（統撰）関係にある官司間で使用される上申文書の書式として規定されているので、鄜延路第七将と徳靖寨や金湯城は統属関係にあり、⁽²⁴⁾堡寨から「将」に対しては状式が用いられて文書伝達が行われていたことが分かる。

また、これら堡寨から鄜延路第七将に発出された状式文書と同様の特徴を備えた文書として、漢弓箭手第三十一指揮から鄜延路第七将へ発出された一〇九一九〇文書を挙げるができる。

「宋西北文書」一〇九一九〇文書⁽²⁵⁾

- 1 漢弓箭手第三十一指揮
- 2 准 本將指揮、將投首馬軍蘇記壹□⁽²⁶⁾
- 3 本指揮知管。仍具知管文狀申來者。
- 4 右、依准
- 5 指揮、將投首馬軍蘇記一名知管訖。謹具申
- 6 第七將衛。謹狀。

7 建炎元年六月 日都指揮使高友・楊遇

〔訳〕

漢弓箭手第三十一指揮「から発出いたします」

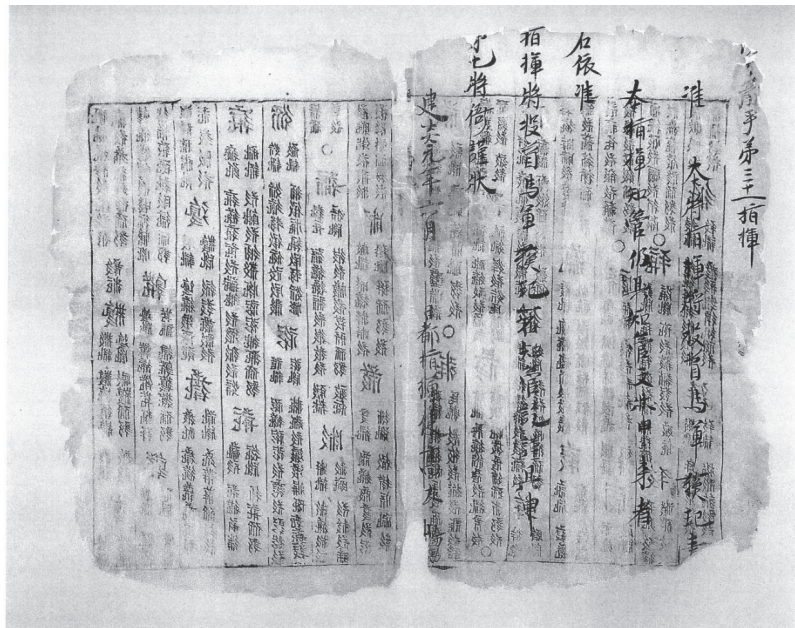
受領した本将（＝鄜延路第七将）の指示によれば、「逃亡して
て」自ら出頭してきた蘇玘一名について、本指揮（＝漢弓箭手第
三十一指揮）が身元確認せよ。さらに身元確認の文書を添えて報
告せよ」とのことでありました。

右「のことがらについて」、「第七将からの」指示に従い、出頭して
きた馬軍所属の蘇玘一名の身元確認が完了したので、謹んでつづさ
に第七将に上申いたします。謹状。

建炎元年六月 日 都指揮使 高友・楊遇 状す

この一〇九一九〇文書では、逃亡兵の蘇玘が出頭してきた際に、彼の
身元確認とその結果報告をするようにという鄜延路第七将からの指示が
引用されている。本文書は、その指示に対して蘇玘の身元確認が完了し
たことを報告したものである。一見して本文書も一〇九一一四文書や
一〇九一七一文書と共通の書式を備えていることが明らかであり、やは
り状式文書であったことが分かる。すなわち、漢弓箭手第三十一指揮も
鄜延路第七将の統属下にあったのである。

さらに、「宋西北文書」中には、個人から鄜延路第七将に宛てて発出された文書が頻見し、その中にも同様の書式を備えたものがある。
例えば、鄜延路第七副将の名義で発出された一〇九一六四文書がそれに当たる。



〔資料3〕「宋西北文書」109-90 文書

「宋西北文書」一〇九一六四文書⁽²⁶⁾

1 延路第七副將

2 准第七將牒四道、並爲招收諸處潰散兵馬、仍希已施

3 行次第公文回示者。

4 依准

5 揮、已出勝通慶城城市曉諭、招集施行去訖。謹具申

6 第七將。謹狀。

7 二年四月 日忠翊郎知通慶城權^第七副將 潘通

8 武功郎郵延路第七副將張順

9 將公文收集潰散人（朱筆）

10 貳拾捌日（墨印） ○（押字）

郵延路第七副將「から発出いたします」

「郵延路第七副將が」受領した第七將の牒文書四通「の案件」は、すべて「各地の潰滅四散した兵馬を招收し、さらにすでに実施した次第を文書によって回答されたし」というものでありました。

右「のことがらにつき」、受領した「第七將の」指示に従って、すでに通慶城の市中に触れ書きを貼り出して告知し、「潰散兵の」招集を実施し終わりました。謹んでつづさに第七將に上申いたします。謹状。

靖康二年四月 日 忠翊郎・権知通慶城権第七副將 潘通 状す



【資料4】「宋西北文書」109-64 文書

武功郎・鄜延路第七副将 張順（出張中につき不在）

「副将からの文書には、現在潰滅四散した人員を集結させた、とある」

「二十八日」に受領した」 ○（押字）

一〇九一六四文書は、靖康二年三月に、金軍の占領下にあった開封の救援を目指して、陝西地域の兵力を糾合して臨時的に組織された御前会合軍馬入援所が、開封への進軍途上で金軍により大敗を喫して壊滅したために生じた大量の逃亡兵の招収に關連する。⁽²⁷⁾「宋西北文書」には、この逃亡兵招収に關する文書も多く残っており、本文書は逃亡兵招収のために鄜延路第七将から通慶城に駐屯する鄜延路第七副将⁽²⁸⁾のもとへ通達された指示に対する回答である。その内容は、逃亡兵を招収してその状況を文書によって報告せよという鄜延路第七将の指示に対して、指示通りに通慶城内に触れ書き（＝勝）を出して招収が完了した、というものである。

さて、一〇九一四文書や一〇九一七一文書と比較すれば、本文書も状式であることが分かる。「慶元條法事類」には状式文書は官員個人から發出される場合にも使用されることが記されており、一〇九一六四文書はその実例と言えよう。

以上、「宋西北文書」からは、鄜延路第七将の統属下にあった堡寨、およびそこに配置される部隊や人員からの上申文書として使用される状式文書が確認されるのである。

（二）牒文書

「宋西北文書」には延安府や保安軍という、州県制の枠内にある官司から鄜延路第七将へ宛てて發出された文書も多く見える。延安府も保安軍もいずれも州格の機関である。残念ながら、延安府や保安軍から發出された文書には首尾完存したものはないが、それぞれの文書の冒頭・末尾あるいは定型表現から、これらが牒式であったことが分かる。

保安軍からの文書の冒頭は、「保安軍 牒 第七将」「一〇九一一文書右／一〇九一九六文書」、延安府からの文書の冒頭は「延安府 牒 第柒将」「一〇九一五〇文書」や「延安府 牒 本路第七将馮武」⁽²⁹⁾「一〇九一一文書／一〇九一五七文書」となっている。一方で本文の結句については、判明する限り全て「謹牒」「一〇九一五一文書／一〇九一七〇文書」である。なお、延安府・保安軍からの文書

は末尾の発出責任者の部分が存しないために、この部分は不明である。

このように、延安府・保安軍から鄜延路第七将に宛てて発出された文書は、冒頭が「発出主体 牒 宛先」、本文結句が「謹する平行文書」に当たるといえる。

また、「宋西北文書」には編纂史料中には見えない鄜延路第十将が現れる。神宗期の将兵制成立以後、鄜延路に編制された「将」は第九将までしか確認されておらず、この鄜延路第十将については、北宋末期の陝西地域における対西夏情勢の緊迫化に伴って臨時的に編制されたと考えられており、鄜延路第七将から分派された可能性もある。この鄜延路第十将から鄜延路第七将に宛てられた一〇九―七文書は、その冒頭が「鄜延路第拾将 牒 本路第柒将」とあり、また、本文を「牒」で書き始めるという特徴を備えている。本文の結句や発出年月日、発出責任者の署名は欠けているが、牒式文書とみなすことができよう。

すなわち、鄜延路第十将は臨時的に編制されたと思われるものの、「将」同士の文書伝達は牒式文書によって行われていたことが確認できる。この場合の牒式文書の機能も、①「相い管領の関係で無い官府間で通行する平行文書」に当たり、かつ同格の官司間における平行文書であったと言えよう。

「宋西北文書」にはこのほか、鄜延路策応環慶路軍馬や鄜延路副都総管機密文字から発出された牒式文書が存在する⁽³⁰⁾。鄜延路策応環慶路軍馬は西夏軍が環慶路に侵攻した際に鄜延路から策応、すなわち援軍として派遣された部隊と考えられる。また、鄜延路副都総管機密文字は、都総管司に置かれた属官で文書の起草を職掌としていたと考えられる⁽³¹⁾。副都総管機密文字は管見の及ぶ限り編纂史料中には確認できないため、この「副」が、「鄜延路副都総管機密文字」の副であることを意味するのか、「鄜延路副都総管」に属する機密文字を意味するのかは、判然としない。ただ、いずれの場合であっても本来文書の発出責任者となる可能性のある、鄜延路都総管（＝鄜延路経略安撫使）の張深、鄜延路都総管機密文字の李観、鄜延路副都総管（＝鄜延路経略安撫副使）の劉光世は、当時鄜延路を離れており、その代理として副都総管機密文字の責任において牒式文書が発出されたと思われる。すなわち、策応環慶路軍馬や副都総管機密文字は鄜延路第七将とは直接的な統属関係を有していなかったと考えられ、これらが発出した牒式文書は、いずれも臨時的なものであり、非統属関係において使用される平行文書と理解できるだろう。

なお、策応環慶路軍馬および副都総管機密文字の牒式文書については、その末尾を確認することができる〔図4〕。いずれも文書の左端に当たり截断されて半分以上が欠けてしまっているため、判読も困難であるが、すべて墨印ないし墨印を模した大書であり、恐らくは発出責任者の姓と考えられる最後の一字がひときわ大きく記されている点などが特徴として指摘できる。延安府や保安軍、鄜延路第十将からの文書についても、発出責任者の部分は同様に墨印、あるいは墨印を模した大書であった可能性は高いだろう。⁽³³⁾

以上、「宋西北文書」には延安府や保安軍から鄜延路第七将に送られた平行文書としての牒文書、同格である「将」からの平行文書としての牒文書、非統属関係において臨時的に使用される牒文書が確認されるのである。

(三) 簡付(簡子)文書

「宋西北文書」には、『司馬氏書儀』や『慶元條法事類』には見えない文書書式が存在する。それが、鄜延路の軍事を統轄する鄜延路経略安撫使司、あるいは鄜延路都総管司から、鄜延路第七将に宛てて発出された文書である。北宋・仁宗期以降、経略安撫使と都総管は兼任が原則となっており、「宋西北文書」には鄜延路経略安撫使司から発出された文書が四件、鄜延路都総管司から発出された文書が一件あり、それらは共通の特徴を備えている。⁽³⁴⁾ここでは一〇九一

109-107文書



109-103文書



109-98文書



109-97文書



109-61文書



【図4】「宋西北文書」中の牒式文書の末尾

一八文書を取り上げる。

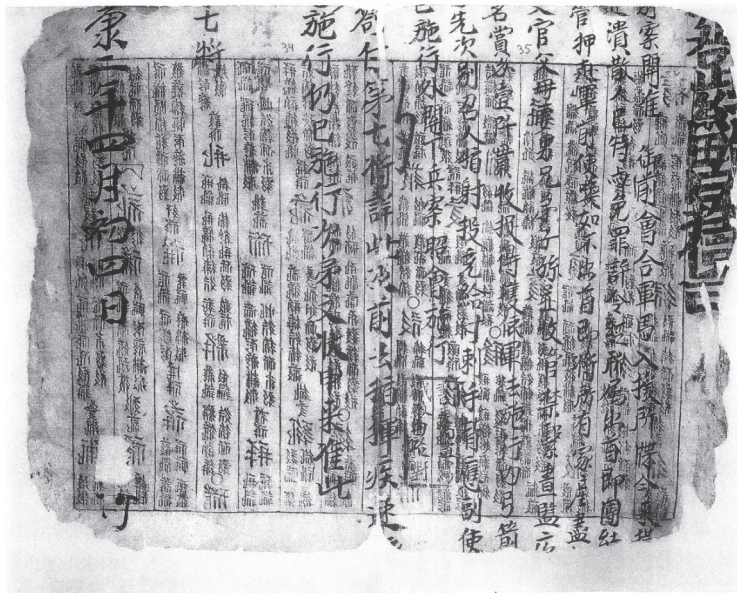
「宋西北文書」一〇九—一八文書⁽³⁵⁾

- 1 延路経略安撫使司（墨印）
- 2 刑案關、准 御前會合軍馬入援所牒、今來措
- 3 近潰散人已特與免罪。許令經所屬出首、即團結
- 4 管押赴軍前使喚。如不出首、即將所有家産盡
- 5 入官。父母妻男兄弟子孫、並收管禁繫、晝監夜
- 6 名賞錢壹阡貫、收捉得獲、依軍法施行。内弓箭
- 7 先次別召人指射、投充給付、刺手背應副使
- 8 施行外、關下兵案、照會施行。「書吏楊道寫 職級田裕對」
- 9 割付第七將。詳此及前去指揮、疾速
- 10 施行。仍已施行次第、文狀申來。准此。
- 11 第七將
- 12 康二年四月初四日 ○（押字）

鄜延路経略安撫使司「が発出する」

受領した刑案（不詳）の関文書によれば、「受領した御前會合軍馬

入援所の牒文書によれば、『今、先ごろ「御前會合軍馬入援所の潰滅により」潰滅四散した兵士たちを「連れ戻して」処置するに当たって、特別に「逃亡した」罪を赦す。所属の部隊を通じて自ら出頭させ、ただちに彼らを集めて勾押して前線に赴き「以前のよう」に」使役することを認める。もし「逃亡兵たちが」自ら出頭してこないのであれば、すべての家産を没収し、父母・妻・息子・



【資料5】「宋西北文書」109-18 文書

兄弟・子孫をすべて一日中監禁する。「逃亡兵について」密告したものは報奨として錢一千貫を与え、「逃亡兵を」捕らえたら軍法に従って処分せよ。「捕らえた逃亡兵の内、弓箭手については、まず別の人間を召し出して「当該の弓箭手に支給していた土地を」指定させて、割り当てて給付し、手の甲に入れ墨を施して処置して使役せよ。すでに施行したこと以外は、「経略安撫使司から」関文書を兵案（不詳）に下すので、連絡を取り合って施行せよ。

右「のことがらについて」、第七将に申し付ける。この命令及び以前に降された指示とを詳しく調べ、迅速に実行せよ。さらに、すでに実行したことの次第を、文書に記録して上申せよ。准此。

『第七将に送る』

靖康二年四月初四日「に発出する」

○（押字）

本文書は、御前会合軍馬入援所が壊滅した直後、逃亡兵の招収について御前会合軍馬入援所から下った指示が、鄜延路経略安撫使司を経て鄜延路第七将に通達されたものである。本文書に登場する刑案・兵案については不詳であるが、恐らくは経略安撫使司内に置かれた部局であろう。刑案から経略安撫使司に関文書が送られ、経略安撫使司から兵案に「関もて下」しているように、平行文書である関文書がやり取りされていると思しき点が気になるが、関文書は関係する事柄についての文書伝達の際にも使用されるので「山崎二〇一〇」、その場合には上下関係があっても構わないのかもしれない。

さて、この一〇九一—一八文書は上端が截断されているが、鄜延路経略安撫使司・鄜延路都総管司から発出された他の文書も参考の特徴を挙げれば、①文書冒頭に発出主体（＝鄜延路経略安撫使司）の墨印が捺されていること、②事書に相当する部分を低く書き始めること、③事書より低い位置から「右、劄付」宛先（＝第七将）で始まる本文を記し、「准此」で結ぶこと、④発出責任者の署名が無く押字のみであること、などがある。以上に基づき、赤木氏は図3（6）の書式を復元している「赤木二〇一二」。

このような書式は、『司馬氏書儀』や『慶元條法事類』には全く記されていないが、「宋西北文書」中における鄜延路経略安撫使司ならびに都総管司から鄜延路第七将に宛てて発出された文書すべてに共通しており、文書の内容から下達文書であることは明白である。これと関連して、『三朝北盟会編』の次の記述が興味深い。

『三朝北盟会編』卷八六、靖康二年三月二十五日乙卯

兵馬大元帥劄子下東平府、會合諸路人馬前去京城。

據西道總管王大資三月初九日狀、及知西京外宗正寺文字稱、准永興軍路安撫使范左丞回報、并沿邊四路帥臣各率兵馬已在陝府。
 ……（中略）…。今仰東平府照會、仍批請口食三日附帶前去。

右、劄付知東平府安撫盧待制。准此。

この史料では、宗室で唯一金軍による開封占領から逃れていた康王・趙構（＝兵馬大元帥、のちの南宋・高宗）が臨時に兵馬大元帥府を開き、軍事力の糾合のために東平府に対して「劄子」を下したことが分かる。そして、その後にその「劄子」が引用されており、その結句「右、劄付東平府安撫盧待制。准此。」に着目すれば、一〇九一―一八文書などと同様の書式を備えていることは明白であり、一〇九一―一八文書のような書式を備えた文書が劄子と称されていたことが分かる。

さて、この劄子とは唐代までには見られない文書名称であり、宋代に出現して以降、金・元・明・清代においても頻見する。宋代の劄子は発出の際の手続きを簡略化し、利便性・緊急性を追求した文書として指摘される〔平田二〇二二（一九九四）、二七五頁〕。そして、宋代の劄子が使用される場や有する機能については、①臣僚の上奏の際の上殿劄子や軍機上の上奏、②宣勅を降さない際に中書門下・尚書省や枢密院からの文書発出、③路級あるいは路級以上の官司からの下達、④寺観などへの下達、⑤外交交渉時に使用される白劄子や臣僚の上奏時に見られる白劄子、⑥任命文書、⑦三省や枢密院から翰林学士院へ送られる平行文書（＝劄送）などが挙げられ、非常に広範に亘って使用され、多様な機能・役割を有することが知られる。⁽³⁶⁾

「宋西北文書」に見える劄子は経略安撫使司あるいは都総管司から鄜延路第七将に発出された文書であり、以上の劄子の機能のうち、③路級あるいは路級以上の官司からの下達に相当しよう。南宋期には、軍事の大権を保持した四川安撫司や「便宜行事」を許された安撫司が劄子を降す権限を有していたこと、路官や統兵官などが軍事に関連して劄子を濫発しておりそれに対して禁令が下されたこと、宣撫司や総領所などが州や県に対して劄子を下していたことなどが知られ、地方文書行政における下達文書としての劄子が一般化していたこ

とが窺い知れる〔平田二〇一二（二〇〇七）、三〇九—三一二、三一六—三一七頁〕。

「宋西北文書」に見える劄子とは、南宋交替期における陝西地域の緊迫した軍事情勢を反映し緊急に発出された文書であり、南宋期に頻見する劄子の用法の先駆けと見なすことができる。このような劄子がいつごろから出現するのかについては明らかにし得ないが、次の史料が参考になる。

『宋会要輯稿』儀制五—二〇、徽宗建中靖国元年（一一〇一）正月十八日

徽宗建中靖国元年正月十八日、刑部狀・永興軍路安撫都總管司奏・逐司契勘、久來行遣文字、除不係統攝及轄下州軍去處、並行公牒外、有管下縣鎮・將領・訓練官司之類、並同劄子行下、近觀文書令内無劄子式。本部尋批送大理寺、參詳、經略安撫使或都總管・鈐轄等司、事體稍重於管下縣鎮・將分〔領〕・訓練之類官司、雖別無許用劄子條式、其逐司自來舊例用劄子去處、欲依舊施行。從之。

この史料に拠れば、北宋徽宗期の初めには路から県鎮・將領・訓練官などに対して劄子を下すことが一般化していたものの、文書令には「劄子式」の規定がなかったことが分かる。そして、結果として、劄子を使用する規定がなくとも、これ以前の慣例に従って劄子を使用することが認められている。恐らく、本来は中書や樞密院から下される下達文書であった劄子の使用領域が地方文書行政にも拡大され、その利便性や緊急性のために南宋期に入ると特に軍事に関連して時に濫発されるような状況が生じたと考えられよう。⁽³⁸⁾

（四）帖文書

「宋西北文書」には一件のみ、鄜延路第七将が発出した文書がある。

「宋西北文書」一〇九—一〇六文書⁽³⁹⁾

1 第七将

2 右、今差人准此。⁽⁴⁰⁾ 堅勒漢弓

- 3 箭手第三十一指揮蘇記壹名
- 4 送本指揮知在。別聽本將指揮、仍取知管文狀連申。建炎元年六月初七日
- 5 揮、仍取知管文狀連申。建
- 6 炎元年六月初七日
- 7 『差』『李懷』『限』『一』『日』
- 8 將 ○（押字）

〔訳〕

〔郵延路〕第七將「が申し付ける」

右「のことがらにつき」、今人を派遣するので、その「人物の伝える」

通りにせよ。漢弓箭手第三十一指揮の蘇記を拘束して本指揮（＝漢

弓箭手第三十一指揮）に移送させるので、留め置け。これとは別に

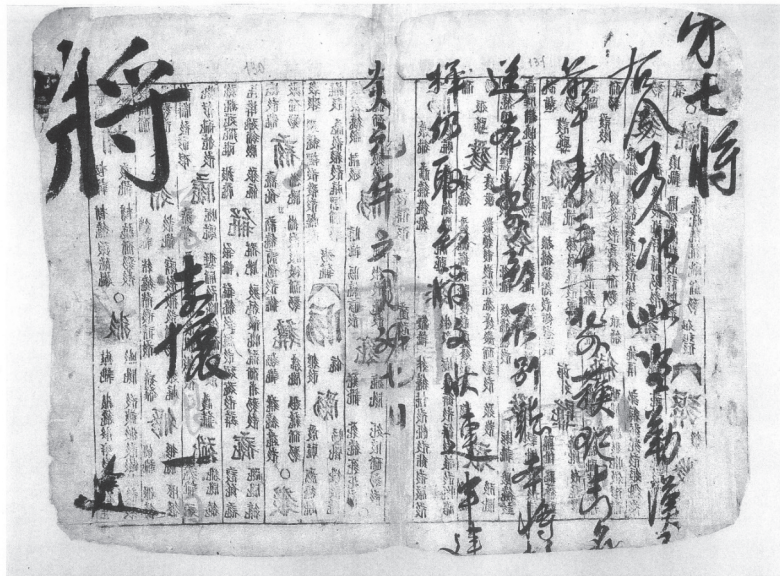
本將（＝郵延路第七將）の指示に従い、さらに身元確認の文書を作

成して続けて上申せよ。建炎元年六月七日「に発出する」

「李懷を派遣する。一日に限れ。」

將（＝第七將将官） ○（押字）

この一〇九―六六文書について、孫繼民氏は上申文書と見なしているが〔孫繼民二〇〇九、一二七頁〕、書式や機能を深く分析した赤木氏は明らかに下達文書であると指摘する〔赤木二〇一二、六六、七九頁〕。赤木氏によれば、まず本文書では「郵延路／第七將／司之印」⁽⁴²⁾という朱方印が文頭・中間・文末に一つずつ、計三箇所に捺されるといふ、上位者から下位者に向けて発出される下達文書に特有の押印方法が採られている点が注目される⁽⁴³⁾。さらに書式については、本文が「右」で始ま



【資料6】「宋西北文書」109-66 文書

る点、本文に続けて改行せずに年月日が記される点に特徴があり、これらの点により、一〇九一六六文書は、形式が省略されているもの、統属関係にある官司間の下達文書に使用される帖式の変形であると推測できる。帖式は末尾に「発出責任者+押字」があるべきだが、本文書八行目の大書された「將」が発出責任者である鄜延路第七將の將官を示し、下部の押字が將官の自署と考えられる。⁽⁴⁴⁾

宋代の帖式文書の事例は乏しいため、その実態については明らかではないが、唐代では、人の呼び出しや物品滞納の催促、もしくは人畜・物品の徴発に関わって発出され、同時に命令の周知徹底を図るとともに、それを伝達する人間に与える通行許可証としての役割も併せ持っていた。⁽⁴⁵⁾そして、通行許可証として発給された帖式文書は、呼び出された人々や徴発された物品、あるいは命令伝達後に帰還した人物とともに、発出元へ移動したのも見られるという。⁽⁴⁶⁾一〇九一六六文書は、蘇玘の移送のために派遣された李懷が伝達して彼の移動を保証する通行証としても機能し、李懷が蘇玘を移送して鄜延路第七將へ帰還した際に、発出元の鄜延路第七將に返還されたと考えられよう。なお、本文書の宛先については省略されており文書中には明示されていないが、前掲一〇九一九〇文書との関係性に鑑みれば漢弓箭手第三十一指揮であると考えられる。すなわち、「將」とその統属下にある指揮との間では、状式と帖式による文書伝達が行われていたことが分かる。

(五) その他の文書伝達

このほか、「宋西北文書」の各文書内容からも、文書伝達の授受関係を確認することができる。例えば、鄜延路第七副將から鄜延路第七將に向けて発出された前掲一〇九一六四文書に、「准第七將牒四道」とあり、鄜延路第七副將が鄜延路第七將の発出した牒式文書四通を受領したことが分かる。すでに述べた通り、宋代の牒式文書は汎用性が高く、統属関係にある上申・下達文書にも使用されていた〔赤木二〇〇八、九六一九七頁／二〇一三b、五五―五七頁／平田二〇一二(二〇〇九)、三三四―三二八頁〕。「牒」の一字からではその機能を判断することは難しいが、一〇九一六四文書を発出した鄜延路第七副將が鄜延路第七將に対して状式文書を使用していることから、両者が統属関係にあることは明白であり、ここでの四通の牒文書は統属関係にある官司間で使用される下達文書であったと考えられる。加えて、金湯城から鄜延路第七將へ向けて発出された一〇九一七一文書にも「准使將牒」という表現があり、この「使將」とは鄜延路第七將のことを指すと考えられる。これらに拠れば、鄜延路第七將から統属下にある堡寨や副將に向けて発出される下達文書には、牒式が

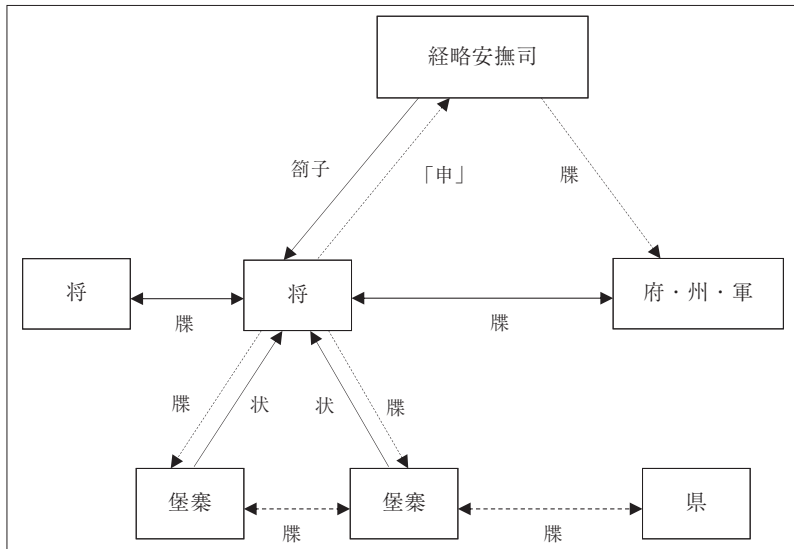
使用されていたと考えるのが妥当であろう。

また、鄜延路第七将から鄜延路経略安撫使司への文書伝達については、一〇九一—一八文書で御前会合軍馬入援所の大敗後に生じた逃亡兵の招取に関して、措置が完了したことについてその経緯を「文狀」により「申來」するよう指示されている。すなわち、鄜延路第七将から鄜延路経略安撫使司へ文書を伝達する行為が「申來」と表現されているのである。「宋西北文書」の他の劄子にも目を向ければ、劄子による鄜延路第七将への指示に対する回答や報告が、「申解」「一〇九一—四四十三文書」、「□申」「一〇九一—二六文書」、「申」「一〇九一—三九文書」、「供申」「一〇九一—d六三三文書」、「申來」「一〇九一—七四文書」と表現されており、「申」がキーワードとなっていることが分かる。⁽⁴⁷⁾

宋代の前後の時代、すなわち唐代とモンゴル時代にはそれぞれ「申式」という文書書式が存在していたことが知られている。⁽⁴⁸⁾宋代の文書行政が唐後半期のそれを簡略化しつつも継承し「赤木二〇〇八、九六一—九七頁」、宋代を経てモンゴル時代には複雑化していくという指摘「平田二〇一二」に鑑みれば、宋代にも申式という文書書式が存在し、経略安撫使司のような路級官司から発出される劄子に対応する上申文書として使用されていた可能性もあろう。⁽⁴⁹⁾

さらに、徳靖寨が鄜延路第七将に向けて発出した一〇九一—一四文書には、「准華池寨牒、准合水縣牒」とあり、徳靖寨が華池寨からの牒文書を受領したこと、華池寨が合水県からの牒文書を受領したことが、それぞれ分かる。すなわち、堡寨と堡寨、あるいは県と堡寨の間を往還する文書伝達では、いずれも牒式が使用されていたのである。

最後に、府・州・軍と経略安撫使司との間の文書伝達については、保安軍が鄜延路経略安撫使司に向けて発出した一〇九一—九六文書から窺える。この一〇九一—九六文書は牒式文書であるが、その冒頭には「准経略使衙牒、准御前会合軍馬入援所牒、據隴州申、准京兆府路都總管衙牒」とあり、京兆府路都総管司が隴州に牒を發出し、隴州が御前会合軍馬入援所に申を發出し、御前会合軍馬入援所が鄜延路経略安撫使司に牒を發出し、鄜延路経略安撫使司が保安軍に牒を發出したことがそれぞれ分かる。⁽⁵⁰⁾すなわち、経略安撫使から府・州・軍という州級の民政機関には牒式を使用した文書伝達が行われていたのである。



【図5】「宋西北文書」に見える文書伝達の流れ

おわりに

以上、「宋西北文書」の実例および個々の文書内容を手掛かりに、宋代文書書式の抽出、機能の分析、文書伝達経路の復元を行った。これまでの検討に基づき「宋西北文書」に見える宋代地方文書行政の在り方を復元すれば図5のようになる。なお、実線は「宋西北文書」中の実例から、破線は「宋西北文書」中の内容から窺える文書伝達を示している。

この図と、赤木氏や平田氏がすでに提示している宋代の地方文書行政における文書伝達から、いくつかの特徴を指摘することができる。まず、牒式文書が使用される領域が広いことが「宋西北文書」からも看取できる。特に、府・州・軍と県との間においては状（上申）―帖（下達）という文書書式の使用が指摘されるのに対して、「将」と堡寨との間においては状（上申）―牒（下達）という文書書式が使用されている。これは、「将」と堡寨はいずれも本来の地方統治体制である州県制の枠外にある存在であり、かつ地方統治体制に定着するのも北宋後期の哲宗期以降であったために「伊藤二〇二二c」、牒式が用いられていると考えられよう。このような牒式の使用は、『司馬氏書儀』や『慶元條法事類』に記されていた、下達文書として符式や帖式を使用する例が無い場合における、牒式の使用の具体例と言えよう。

唐後半期における律令体制の崩壊、令外官（使職）の増加などによって牒式文書の使用範囲が拡大し、その汎用性も高まり、その牒式の汎用性は宋代にも継承されたと考えられるが「赤木二〇〇八、九六―九七頁／二〇一三b、五五

一五七頁〕、「宋西北文書」により北宋後期～南宋初期にも具体的に確認することができるのである。

次に、経略安撫使司から「将」に対して笏子が下されているが、笏子は基本的には緊急性・重要性の高い場合にのみ使用される臨時的な文書であった。すなわち、平常時においては笏子とは別の文書書式が使用されていた可能性が高く、恐らくは経略安撫使から府・州・軍に向けての下達文書に使用されていた牒式がそれに該当すると思われるが、残念ながら「宋西北文書」からはその明証を確認することはできない。路級官司と州級官司は、基本的には「相い統撰せざる」関係であったが、宋代において極めて特殊かつ曖昧な関係でもあった。この両者の間において、笏子・牒による下達、「申」による上申という、他とは異なる文書伝達が想定される点も非常に示唆的であろう。

すでに述べた通り、笏子という文書名称は唐代までには全く見えず、宋代地方文書行政においてもその使用が一般化したと考えられるのは徽宗期以降である。この地方文書行政における下達文書としての笏子は、類似した書式がモンゴル時代さらには明清期においても確認でき、モンゴル時代、明清時代ではいずれも「笏付」と称されている。モンゴル時代の笏付については、宋代の笏子と同じくその書式を明示した史料は見当たらないが、カラホト出土文書には多くの実例が含まれており、赤木氏により次のように書式が復元されている〔赤木二〇一七、一〇二頁〕。

皇帝聖旨裏、發出主体。．．．〔本文〕．．．須議笏付者。

右、笏付宛先、准此。

標目

年月日

また、明清時代の笏付については『洪武礼制』や『福惠全書』から確認することができる。⁽⁵¹⁾

『洪武礼制』署押体式、笏付式

某軍都督府爲某事「云云」、合下仰照驗「云云」、須劄付者。

右、劄付某衛都指揮使司。准此。

洪武 年「印」月 日

『福惠全書』卷四、泣任部、文移諸式

劄付式「知照下屬用劄付」

某衙門爲某事。准某處咨呈前事「云云」、准此。擬合就行劄付某衙門、該管吏即行「云云」。繳報施行。須至劄付者。

右、劄付某官。准此。

年「印」月 日給

劄付「押」

この劄付の事例に拠れば、機能が宋代と同一かどうかは別に検討する必要があるものの、宋代に現れた劄子（劄付）という文書書式が、モンゴル時代を経て清代にまで継承されていたことが分かる。

従来、中央アジア各地から出土した漢文文書は四〜十四世紀という時期に亘っていたが、十一〜十二世紀は空白となっていた。⁽⁵²⁾一〇九葉という数量的な限界はあるものの、「宋西北文書」はこの空白を埋めてくれる史料群と言える。また、秦漢・魏晋期の簡牘史料や明清代の檔案史料、さらには他の宋代文書史料により、前近代中国における文書行政の在り方およびその継承や変遷を通時的に辿る素地が整ったと言える。今後はこのような通時的な文書制度の展開・変遷にも、より一層目を向ける必要があろう。

最後に、宋代文書体系の全体像、および通時的な文書制度の展開の解明に向けた、宋代文書研究における課題に触れておく。

まず、文書研究を進める上での史料環境が好転したとは言うものの、「宋西北文書」をはじめとして宋代文書史料群はそれぞれ様々な偏向や制約・限界を有しており、このような各文書史料群の性格を把握する必要がある。例えば、「石刻文書」は時期としては北宋・南宋期に広く及んでいるが、一方でその多くが寺院・道観という宗教関係の施設に下された文書である。また、「南宋舒州公牘」は南宋・

舒州で処理された官司内文書、「徐謂礼文書」は徐謂礼個人に関わる文書である。成尋の『參天台五臺山記』に抄写された文書も北宋熙寧年間に限られる。このような個々の宋代文書史料群における文書の種類や分量、そして宋代文書史料全体における文書の種類や分量という総体を踏まえて初めて、宋代文書体系の全体像を描くことができるであろう。

次に、文書制度の変遷やその背景についても注意を払う必要がある。本稿でも言及したように、例えば北宋神宗期の熙寧・元豊年間に状式文書の書式が変化したと考えられ、その背景としては元豊の官制改革が影響している可能性がある。また、南宋期の地方文書行政において、特に路級官司における笥子の使用が一般化するようになるのは、南宋の置かれた特殊な状況によるものと指摘されており、それは当時の対金・対モンゴル軍事情勢とも無関係ではない。宋代の笥子については、その多様な機能がどのように出現・展開したのか検討する必要がある。

既述の通り「宋西北文書」は時期・地域・内容的に制約を有しており、本稿での検討結果はあくまでも宋代地方文書行政の一端を示すに過ぎない。「宋西北文書」から浮かび上がるこのような地方文書行政の在り方が、いつごろから定着していたのか、あるいはいつごろまで続いていくのか、個々の文書の書式や機能・授受関係などの変化にも留意しつつ、他の文書史料群や編纂史料との比較・対照を通じて検討する必要がある。今後、様々な文書史料や編纂史料、個々の研究成果をうまく結び付けながら、宋代文書制度の全体像を描く試みが求められると思われるが、本稿での検討結果がその一助となれば幸いである。

注

- (1) 例えば、北宋熙寧年間（一〇六九～一〇七六年）に日本より入宋した成尋の記した『參天台五臺山記』には数多くの宋代の官文書が抄写されている。ただし、文書書式に関わる部分の誤写が見られることも指摘されており、注意が必要である。『參天台五臺山記』に見られる文書を分析した研究としては、遠藤二〇〇二／森二〇一三／王麗萍二〇〇二／二〇一七などがある。また、南宋・岳珂『金佺粹編』も多くの文書史料を収録しており、有用である。このほか、地方志にも抄写された文書史料を多く見出すことができる。ただし、いずれも原文書の形式をどこまで再現しているか、という点には常に注意を払って扱う必要がある。

- (2) 従来知られていた宋代文書史料およびそれらを扱った研究については、小林二〇二三、一四―一八頁で整理されている。

- (3) 日本の研究では例えば、平田二〇一二(一九九四)／久保田一九九八／徳永一九九八／梅原二〇〇〇などを挙げることができる。平田二〇一二(二〇〇八)も参照。また、中国においても宋代文書研究の成果が近年次々と発表されており、まとまったものとして鄧小南二〇〇八や鄧小南・曹家齊・平田二〇一二がある。
- (4) 十一世紀初頭に契丹―北宋間において成立した澶淵の盟を契機として、「澶淵体制」や「盟約の時代」「盟誓体制」などと称される、ユーラシア東方の国際情勢における多国並存状況が現出する。契丹が優位に立つ契丹―北宋関係を主軸とし、それは金―南宋関係にも変化を伴いながらも継承されていく。このような国際情勢をめぐる研究は非常に多いが、ここでは古松二〇〇七／二〇一一／毛利二〇〇八／井黒二〇一〇／金成奎二〇一五／山崎二〇一七を挙げておく。
- (5) 中西二〇〇五／古松二〇一〇／毛利二〇〇八／二〇〇九／二〇一三／二〇一六／井黒二〇一〇／二〇一三／豊島二〇〇九／二〇一三／廣瀬二〇一三／山崎二〇一三などがある。また、宋代外交制度・外交文書をまとまって扱った研究として呉曉萍二〇〇六や冒志祥二〇一二がある。
- (6) 「宋西北文書」に関する研究状況については伊藤二〇一二bで整理を行ったほか、孫繼民二〇〇九前言／陳瑞青二〇一四でも整理されている。また張琰玲二〇一五は「宋西北文書」を含むカラホト出土文書の研究文献目録である。
- (7) 『朝野類要』には詔書、制書、手詔、御札、德音、曲赦、赦書、翻黃、批答、宣帖、白麻、諮報、書黃、省劄、部符、勅牒、官帖子、奏劄、且表、謝表、賀表、起居表、慰表、百官表、奏牋、功德疏、萬言書、進狀、堂劄、白劄子、辺報、奏按、帥劄、朝報の三四種、『宋史』には冊書、制書、誥命、詔書、勅書、御札、勅榜の七種、『慶元條法事類』には表、奏狀、狀、牒、関、符、帖、曉示、都簿の九種が挙げられている。
- (8) 狀式(申狀式)については赤木二〇〇三、牒式については盧向前一九八六／森平二〇〇七／赤木二〇〇八／二〇一三b／平田二〇一二(二〇〇七)／二〇〇九)、符式については平田二〇一二(二〇〇七)／小林二〇一三、帖式については遠藤二〇〇二／平田二〇一二(二〇〇七)／小林二〇一三、関式については平田二〇一二(二〇〇九)／山崎二〇一〇などで分析・言及がある。
- (9) 後述するように「宋西北文書」には「慶元條法事類」の狀式に完全に一致する文書が頻見する一方で、『司馬氏書儀』の申狀式に合致する文書はひとつもない。『司馬氏書儀』と『慶元條法事類』の成立年代や官僚体系・統治体制の差異なども含めて、検討すべきであろう。なお、唐代から北宋元豊年間までは、狀式(申狀式)文書の本文に「牒、件狀如前。謹牒」と記す慣例があったものの、元豊年間に書式が改められ、『司馬氏書儀』に記される狀式(申狀式)になったと考えられる「赤木二〇〇三、一四〇―一四五頁」。熙寧年間の宋代官文書を抄写した『參天台

- 五臺山記』の状式文書を見れば、「牒、件状如前。謹牒」と記されていることが確認できるので、熙寧年間と元豊年間の間に文書制度に何らかの変化があったことが想定される。
- (10) ただし、統属関係での牒式の使用については、上申であれば申状式、下達であれば符式や帖式を使用できない官司間のみという条件があった。
- (11) このような牒式文書の汎用性は、律令に基づく官僚体系が大きく変化し、令外官（使職）が増加する唐後半期から見られるようになる[赤木二〇〇八／二〇一三b]。
- (12) 平田氏は中央―地方の政治の「場」をつなぐ各種の情報伝達や監視の装置を重要視し、それらの装置に二つのベクトルを見る。すなわち、皇帝を頂点として、中央から地方、地方から中央へ向かう縦方向のベクトルと、官司・官僚間を動いていく横方向のベクトルである。なお、官司・官僚間にも上級・下級、上司・部下という階層性があるので厳密な横方向とは言い難いものの、「一君万民」という考えのもとに皇帝以外は等しい存在として捉えて、横方向のベクトルとしている[平田二〇二二（二〇〇七）、二九七頁]。
- (13) なお、各文書には「叙録」で題名が付されているが、その不十分さを指摘する孫繼民氏が文書内容に基づき各文書の題名を「年（月日）＋発出主体＋文書名称＋受信者＋為＋文書内容＋事」という形式で全て付け直している[孫繼民二〇〇九]。しかし、孫繼民氏の定名にも文書の発出主体や受信者、文書伝達経路などを誤解している点が見え、題名自体が不適切な場合もある[赤木二〇二二、七三―七八頁／伊藤二〇二二b]。本稿では、「叙録」および孫繼民氏の題名はいずれも用いず、文書の通し番号のみを用いて「二〇九―一文書」のように表記する。
- (14) 將兵制については、羅球慶一九五七、二四二―二四四頁／王曾瑜一九八三、九五―一〇二頁／張德宗一九八三、二〇八―二〇九頁／與座三〇〇九a／二〇〇九b／二〇一〇／伊藤二〇二二／二〇二二cなどを参照。
- (15) 郵延路第七將の所在地については、史料中に明証が無く従来は延安府の金明寨ではないかと推測されていたが[李昌憲一九九二、二一、二七―一八頁]、「宋西北文書」に金湯城・德靖寨・通慶城など保安軍に属する堡寨が頻見することから、保安軍であると考えられている[訳注稿]（二）、八〇頁／近藤二〇〇五、三―四頁]。筆者も、北宋哲宗期以降には「將」が軍政機関の役割を果たすようになると同時に民政にも深く関わること、「將」は複数の堡寨ならびにそこに配置される兵力を管轄していること、その指揮官である將官が知州や知軍を兼任する事例が多く見られることなどから[伊藤二〇二二c]、郵延路第七將は金湯城・德靖寨・通慶城などの堡寨を管轄下に置き、その將官および官司は保安軍にあつたと考えている。

- (16) 「宋西北文書」の発信者・受信者については赤木二〇一二、七四―七五頁、表3に一覧化されており至便である。
- (17) 「宋西北文書」の原保管地については延安府あるいは鄜延路経略安撫使司という見解も提示されていたが、文書の授受関係とくに受信者に注意すれば、鄜延路第七将と考えるのが妥当であろう。この点については赤木二〇一二や伊藤二〇一二bを参照。
- (18) 写真図版：『俄藏黑水城』第六卷、一七七頁／録文：孫繼民二〇〇九、二五―二六頁／赤木二〇一二、六八頁。
- (19) 孫繼民二〇〇九は「上」とする。
- (20) 写真図版：『俄藏黑水城』第六卷、二三四頁／録文：近藤二〇〇五、四六―四七頁／孫繼民二〇〇九、二三六―一三七頁。
- (21) 近藤二〇〇五は「炯」とする。
- (22) 近藤二〇〇五は「阿」とする。
- (23) 近藤二〇〇五は「炯」とする。
- (24) このような「将」と堡寨の関係については、「将」が複数の堡寨ならびにそこに配置される人員から構成されていたことから窺うことができる。「伊藤二〇一二c」。
- (25) 写真図版：『俄藏黑水城』第六卷、二五三頁／録文：孫繼民二〇〇九、一七一頁。
- (26) 写真図版：『俄藏黑水城』第六卷、二二七頁／録文：孫繼民二〇〇九、二二三―二四頁／赤木二〇一二、六三―六四頁。
- (27) 御前会合軍馬入援所の組織やその後の動向については、陳瑞青二〇一一／伊藤二〇一二aを参照。
- (28) 「将」の指揮官である正将と副将は、しばしば駐屯地が異なっており、また、副将が複数存在することもあったようである。「伊藤二〇一二c」。
- (29) 「馮武」については、鄜延路第七将の将官である「馮武」という人名と考えられていたが、その下に残画が見えることから「武」は従七品の「武〇郎」もしくは正八品の「武〇大夫」の寄録官名を示すものと思われる。
- (30) 鄜延路策応環慶路軍馬から発出された牒式文書は一〇九一六一、九七、三六、六二、九九、一〇三、一〇七、一〇八文書、副都総管機密文字から発出された牒式文書は一〇九一二八、九八文書である。「赤木二〇一二、七四―七五頁／伊藤二〇一二a」。
- (31) 機密文字については、王曾瑜一九八四／翁建道二〇〇九を参照。
- (32) 『建炎以来繫年要録』卷三、靖康二年三月癸亥。

- (33) 牒式文書の末尾については石刻文書の拓本や原碑が大いに参考になる。中国各地に現存あるいは所蔵される宋代石刻文書の原碑や拓本の実見調査を行った小林隆道氏に抛れば、文書を碑石に刻む際に視覚的にも忠実に再現しようとする意図が見られるが、しばしば文書末尾の発出責任者を大書している例を確認できる「小林二〇一三」。ただし、当然ながらそれが墨印なのか墨印を模しているのかは断定できない。
- (34) なお、斉国阜昌二年の紀年を有する一〇九一八五文書も同様の書式を備えているが、冒頭が欠けているため発出主体は不明である。
- (35) 写真図版・『俄蔵黒水城』第六卷、一八二頁／録文・孫繼民・張春蘭二〇〇五、三一九―三二〇頁／孫繼民二〇〇九、三四―三五頁／伊藤二〇一二a】。
- (36) このような宋代劄子の性格について体系的・網羅的に論じた研究は管見の及ぶ限り無いが、個々の機能・性格についてはそれぞれ研究成果がある。例えば、①については平田二〇一二（一九九四）／周佳二〇一二、②については平田二〇一二（一九九四）／李全徳二〇一二／張禕二〇〇九／二〇一三、③については平田二〇一二（二〇〇七）、④については張禕二〇〇九／二〇一三／小林二〇一三、⑤については毛利二〇〇八／二〇一三、⑥については丁明夷一九七二／陳振一九七三／孫繼民・陳瑞青二〇〇七、⑦については平田二〇一二（二〇〇九）などがそれぞれ指摘・検討を加えている。
- (37) 前述の通り『朝野類要』卷四、文書には「帥劄」という項目があり、四川安撫司や便宜行事を認められた安撫司などが発給する劄子という説明がなされている。
- (38) 宋代の劄子の諸機能の出現や変遷・展開については別稿で論じる予定である。
- (39) 写真図版・『俄蔵黒水城』第六卷、一二九頁／録文・孫繼民二〇〇九、一二七頁／赤木二〇一二、六五―六六頁。
- (40) 孫繼民二〇〇九では「有」とする。
- (41) 孫繼民二〇〇九では「指揮知」を移録せず。
- (42) 「叙録」「五五頁」は「鄜延路／鄜州軍／司之印」と読み、孫繼民氏もこれに従うが「孫繼民二〇〇九、一二七頁」、筆者が赤木氏と実見調査を行った結果、印文の二行目は「鄜州軍」ではなく「第七将」と判読できた【赤木二〇一二、八七頁、注三九】。
- (43) このような押印方法については、九―十世紀の敦煌出土文獻を網羅的に精査した坂尻彰宏氏が指摘しており【坂尻二〇〇二、六六頁】、赤木氏によればモンゴル時代のカラホト出土文書にも概ね当てはまるという【赤木二〇一二】。また、上申文書の場合には文末の日付もしくは署名

の部分に一箇所に押印されるという。

- (44) 発出責任者を簡略化して記すという特徴をもつ宋代帖式文書は石刻文書からも確認できる〔小林二〇一三〕。ただし、簡略化されていない帖式文書も同時に存在しており、宋代の帖式文書すべてに共通するわけではない〔伊藤二〇一五〕。
- (45) 宋代の通行許可証についても帖式に則っていたことが指摘されている〔遠藤二〇〇二〕。
- (46) 唐代の帖式文書については荒川一九九七、五頁／二〇〇九、二七二―二七四、二八二―二八四頁を参照。
- (47) 編纂史料中にも、例えば『統資治通鑑長編』卷三三五、元豊六年（一〇八三）五月丙子に「涇原路経略司言：『第五將申、…（後略）』」とあり、涇原路経略司が第五將からの「申」を受領したことが分かる。ただし、この「申」の一字だけではやはり書式名称を示しているのか、あるいは単なる上申という方向を示しているのか判断は難しい。
- (48) 唐代の申式文書については赤木二〇〇八、モンゴル時代の申式文書については田中二〇〇〇を参照。
- (49) 「宋西北文書」に見える「申」が申状式を指す可能性もある。また、唐代の申式文書は統属関係にある官司間で用いられる上申文書であるが、「赤木二〇〇八」、一方のモンゴル時代の申式文書は「相い統撰せざる」官司間の文書書式としても使用されるといふ〔田中二〇〇〇、三八四頁〕、宋代に申式文書が存在していたとしても、その機能を現時点で即断するのは困難であり、ここでは宋代における申式文書の存在の可能性を指摘するに留める。
- (50) 鄜延路経略安撫使司が保安軍に対して牒を発出したことは、一〇九一―一文書、一〇九一―二文書、一〇九一―〇〇文書からもそれぞれ確認できる。
- (51) なお、明代の劄付については『正徳大明会典』や『万曆大明会典』にも『洪武礼制』を踏襲したものが記載されている。
- (52) 代表例を挙げれば、吐魯番出土文書（四〜八世紀）、敦煌出土文書（五〜十一世紀、十三〜十四世紀）、カラホト出土文書（十三〜十四世紀）などがある。また、近年ではコータン出土文書（七〜八世紀）の整理も進んでいる。

略号

『俄蔵黒水城』 〓 俄罗斯科学院东方研究所聖彼得堡分所・中国社会科学院民族研究所・上海古籍出版社（編）『俄罗斯科学院东方研究所聖彼得堡分所』

蔵黒水城文獻』第一—四卷、上海古籍出版社、一九九六—二〇一一年／俄羅斯科学院東方文献研究所・中国社会科学院民族学与人類学研究所・上海古籍出版社（編）『俄羅斯科学院東方文献研究所蔵黒水城文獻』第一五—二五卷、上海古籍出版社、二〇一—二〇一七年。

『メンツェフ目録』= Л. Н. Меньшиков; фонд. П. К. Козлова; приложения составили Л. И. Чугуевский. Описание китайской части коллекции из Харахото. Москва. 1984.

『孟黒録』= 孟列夫（著）／王克孝（訳）『黒城出土漢文遺書叙録』寧夏人民出版社、一九九四年。

『叙録』= 孟列夫・蔣維松・白濱「叙録 宋西北辺境軍政文書」『俄蔵黒水城』第六卷、四九—五九頁。

『訳注稿』= 早稲田大学宋代史ゼミナール「俄蔵黒水城文獻」宋西北辺境軍政文書 裁判案件訳注稿（一）（二）（三）『史滴』二五、二〇〇三年、七八—九九頁／『史滴』二六、二〇〇四年、七三—一二頁／『史滴』二七、二〇〇五年、一八四—二二三頁。

参考文献（著者名ABC順）

赤木崇敏 AKAGI Takatoshi

- 二〇〇三 「曹氏帰義軍時代の外交関係文書」森安孝夫／坂尻彰宏（共編）『大阪大学二一世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」』二〇〇二—二〇〇三年度報告書第三卷 シルクロードと世界史 大阪大学大学院文学研究科、一三二—一五七頁。
- 二〇〇八 「唐代前半期の地方文書行政——トゥルファン文書の検討を通じて——」『史学雑誌』一一七—一、七五—一〇二頁。
- 二〇一二 「宋代「検文書」攷——「宋西北辺境軍政文書」の性格——」『大阪大学大学院文学研究科紀要』五二、三三—三八九頁。
- 二〇一三 a 「唐代公文書の体系と展開」ユーラシア東部地域における公文書の史的展開——胡漢文書の相互関係を視野に入れて——『シルクロード東部の文字資料と遺跡の調査』科研究班・中央ユーラシア学研究会共催ワークショップ Proceedings 大阪大学大学院文学研究科、一三—四〇頁。

二〇一三 b 「唐代官文書体系とその変遷——牒・帖・状を中心として——」平田・遠藤二〇一三、三一—七五頁。

二〇一七 「地方行政を仲介する文書たち——《賭博に関する賞金のこと》——」高橋文治ほか『元典章が語ること——元代法令集の諸相——』

大阪大学出版会、七一—一四頁。

荒川正晴 ARAKAWA Masaharu

一九九七 「クチャ出土「孔目司文書」攷」『古代文化』四九—三、一—一八頁。

二〇〇九 「唐代中央アジアにおける帖式文書の性格をめぐって」土肥義和（編）『敦煌・吐魯番出土漢文文書の新研究』東洋文庫、二七一—二九一頁。

二〇一四 「西域長史文書としての「李柏文書」」白須浄真（編）『大谷光瑞とスヴェン・ヘディン——内陸アジア探検と国際政治社会——』勉誠出版、二二三—二三四頁。

白濱 BAI Bin

二〇〇三 『俄藏黑水城文獻』中的宋代文獻」張其凡・范立舟（主編）『宋代歷史文化研究（續編）』人民出版社、三九四—四〇六頁。

陳瑞青 CHEN Ruiqing

二〇〇八 「開創黑水城宋代文獻研究的新局面」『中國史研究』二〇〇八—四、二五—二九頁。

二〇一〇 「黑水城所出南宋初年施行赦書文書考釈」『西夏學』八、三三四—三三七頁。

二〇一四 『黑水城宋代軍政文書研究』知識産験出版社。

陳振 CHEN Shen

一九七三 「有關宋代抗金義軍將領李宋臣的史料及其他」『文物』一九七三—一、六八—六九、二〇頁。

鄧小南 DENG Xiaonan（主編）

二〇〇八 『政績考察与信息渠道——以宋代為重心』北京大學出版社。

鄧小南 DENG Xiaonan・曹家齊 CAO Jiaqi・平田茂樹 HIRATA Shigeki（主編）

二〇一〇 『文書・政令・信息溝通——以唐宋時期為主』上・下、北京大學出版社。

丁明夷 Ding Mingwei

一九七二 「靈石縣發現的宋代抗金文件」『文物』一九七二—四、二二—二六頁。

- 遠藤隆俊 ENDO Takatoshi
 二〇〇二 「宋代中国のパスポート——日本僧成尋の巡礼——」『史学研究』二三七、六〇—八六頁。
- 古松崇志 FURUMATSU Takashi
 二〇〇七 「契丹・宋間における国境」『史林』九〇—一、三二—六二頁。
 二〇一〇 「契丹・宋間における外交文書としての牒」『東方学報』八五、二七一—三〇一頁。
 二〇一一 「十—十三世紀多国並存時代のユーラシア (Eurasia) 東方における国際関係」『中国史学』二二、一三一—一三〇頁。
- 平田茂樹 HIRATA Shigeaki
 一九九四 「宋代政治構造試論——対、と議を手掛かりにして——」『東洋史研究』五二—四、八三—一一〇頁（再録：平田二〇一二、二六五—二九三頁）
 二〇〇七 「宋代地方政治管見——笥子、帖、牒、申状を手掛かりとして——」『東北大学東洋史論集』一一、二〇七—一三〇頁（改題再録：平田二〇一二、二九五—二八頁）。
 二〇〇八 「日本の宋代政治史研究の新たな可能性——国家史・国制史研究との対話を求めて——」『中国史学』一八、一四—一五八頁（改題再録：平田二〇一二、三—二二頁）。
 二〇〇九 「宋代文書制度研究的一个嘗試——以「牒」・「関」・「諮報」為線索——」『漢学研究』二七—二、四三—六五頁（日本語訳再録：平田二〇一二、三—二二頁）。
- 二〇一二 『宋代政治構造研究』汲古書院。
 平田茂樹 HIRATA Shigeaki・遠藤隆俊 ENDO Takatoshi（編）
 二〇一三 『外交史料から十—十四世紀を探る』汲古書院。
- 廣瀬憲雄 HIROSE Norio
 二〇一三 「宋代東アジア地域の国際関係概観——唐代・日本の外交文書研究の成果から——」平田・遠藤二〇二三、五一—二九頁。
- 井黒忍 IGURO Shinobu

- 二〇一〇 「金初の外交史料に見るユーラシア東方の国際関係——『大金弔伐録』の検討を中心に——」荒川慎太郎、高井康典行、渡辺健哉(編)『遼金西夏研究の現在』三、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、三一—四五頁。
- 二〇一三 「受書札に見る十二〜十三世紀ユーラシア東方の国際秩序」平田・遠藤二〇一三、二一一—二三六頁。

伊藤一馬 ITO Kazuma

- 二〇一一 「北宋における将兵制成立と陝西地域——対外情勢をめぐって——」『史学雑誌』一二〇—六、三九—六一頁。
- 二〇一二 a 「南宋成立期の中央政府と陝西地域——『宋西北辺境軍政文書』所見の敕書をめぐって——」『東方学』一二三、五四—六九頁。
- 二〇一二 b 「黒水城出土『宋西北辺境軍政文書』——概要と研究状況——」『内陸アジア言語の研究』二七、二六一—二八〇頁。
- 二〇一二 c 「北宋陝西地域の将兵制と地方統治体制」『待兼山論叢(史学篇)』四六、一—二四頁。
- 二〇一五 「書評：小林隆道『宋代中国の統治と文書』」『歴史学研究』九三六、五〇—五三頁。

金成奎 KIM Songkyu

- 二〇一五 「誓書——十一世紀東アジアの安全保障策」『史滴』三七、七—二八頁。

小林隆道 KOBAYASHI Takamichi

- 二〇〇九 a 「宋代「備准」文書と情報伝達——朱熹『紹熙州県秩奠儀図』『文公潭州滕州学備准指揮』の分析から——」『九州大学東洋史論集』三七、五八—九二頁(再録：小林二〇一三、五七—九三頁)。
- 二〇〇九 b 「宋代「文書」の様式と機能——蘇州玄妙観「天慶観尚書省劄并部符使帖」——」『史滴』三一、一〇二—一二三頁(再録：小林二〇一三、二九七—三三八頁)。
- 二〇一〇 「蘇州玄妙観元碑「天慶観甲乙部符公昃」考——宋元交替期の宋代「文書」——」『東洋学報』九二—一、二七—五四頁(再録：小林二〇一三、三三九—三六八頁)。
- 二〇一三 『宋代中国の統治と文書』汲古書院。

近藤一成 KONDO Kazunari

- 二〇〇五 『黒水城出土宋代軍政文書の研究』平成十五〜十六年度科学研究費補助金基盤(C)(2)研究成果報告書、早稲田大学。

- 久保田和男 KUBOTA Kazuo
 一九九八 「宋代における制勅の伝達について——元豊改制以前を中心として——」宋代史研究会（編）『宋代社会のネットワーク』汲古書院、一九七—二二二頁。
- 李昌憲 LI Changxian
 一九九二 「宋代将兵駐地考述」『大陸雜誌』八五—五、九—一八頁。
- 李全德 LI Quande
 二〇一一 「從堂帖到省札——略論唐宋時期宰相處理政務的文書之演變——」『北京大學學報』（哲學社會科學版）四九—二、一〇六—一一六頁。
- 盧向前 LUO Xiangqian
 一九八六 「牒式及其處理程式的探討——唐公式文研究」北京大學中國中古史研究中心（編）『敦煌吐魯番研究論文集』第三輯、北京大學出版社、三三五—三三九頁。
- 羅球慶 LUO Qiuqing
 一九五七 「北宋兵制研究」『新亞學報』三一、一六九—二七〇頁。
- 冒志祥 MAO Zhixiang
 二〇一一 『宋朝的對外交往格局——論宋朝外交文書形態——』廣陵書社。
- 毛利英介 MORI Eisuke
 二〇〇八 「一〇九九年における宋夏元符和議と遼宋事前交渉——遼宋並存期における國際秩序の研究——」『東方學報』八二、一一九—一六七頁。
 二〇〇九 「十一世紀後半における北宋の國際的地位について——宋麗通交再開と契丹の存在を手がかりに——」宋代史研究会（編）『宋代中国の相对化』汲古書院、二七一—三二四頁。
- 二〇一三 「遼宋間における「白筍子」の使用について——遼宋間外交交渉の実態解明の手がかりとして——」平田・遠藤二〇一三、一八五—二一〇頁。
- 二〇一六 「大定和議期における金・南宋間の国書について」『東洋史研究』七五—三、七一—一〇六頁。

森公章 MORI Kimiyuki

二〇一三 『成尋と参天台五臺山記の研究』吉川弘文館。

森平雅彦 MORIHIRA Masahiko

二〇〇七 「牒と咨のあいだ——高麗王と元中書省の往復文書——」『史淵』一四四、九三—一四七頁。

中村裕一 NAKAMURA Hirochi

一九九一 『唐代官文書研究』中文出版社。

一九九六 『唐代公文書研究』汲古書院。

中西朝美 NAKANISHI Tomomi

二〇〇五 「五代北宋における国書の形式について——「致書」文書の使用状況を中心に——」『九州大学東洋史論集』三三、九三—一〇頁。

坂尻彰宏 SAKAJIRI Akihiro

二〇〇二 「帰義軍時代のチベット文牧畜関係文書」『史学雑誌』一一一—一一一、五七—八四頁。

孫繼民 SUN Jimin

二〇〇九 『俄藏黑水城所出《宋西北辺境軍政文書》整理与研究』中華書局。

孫繼民 SUN Jimin・陳瑞青 CHEN Ruiqing

二〇〇七 「分藏異国的宋代鄜延路経略安撫使司檔案」劉進宝・高田時雄（主編）『転型期的敦煌学』上海古籍出版社、三五三—三六四頁。

孫繼民 SUN Jimin・宋坤 SONG Kun・陳瑞青 CHEN Ruiqing

二〇一一 『俄藏黑水城漢文非仏教文献整理与研究』上・中・下、北京師範大学出版社。

孫繼民 SUN Jimin・張春蘭 ZHANG Chunlan

二〇〇五 「俄藏黑水城宋代・御前会合軍馬入援所・相関文書考釈」『出土文献研究』七、三一—三二頁。

田中謙一 TANAKA Kenji

二〇〇〇 『元典章文書の研究』『田中謙一著作集』第二卷、汲古書院、二七五—三五七頁。

- 徳永洋介 TOKUNAGA Yosuke
 一九九八「宋代の御筆手詔」『東洋史研究』五七―三、一―三四頁。
- 豊島悠果 TOYOSHIMA Yuka
 二〇一三「宋外交における高麗の位置付け——国書上の礼遇の検討と相対化——」平田・遠藤二〇一三、一五五―一八四頁。
- 梅原郁 UMEHARA Kaoru
 二〇〇〇「進奏院をめぐる——宋代の文書伝達制度——」『就美女子大学史学論集』一五、六九―一三〇頁。
- 王麗萍 WANG Liping
 二〇〇二『宋代の中日交流史研究』勉誠出版。
- 二〇一七『成尋《参天台五臺山記》研究』上海人民出版社。
- 王曾瑜 WANG Zengyu
 一九八三『宋朝兵制初探』中華書局（増補版）；『宋朝軍制初探（増訂本）』中華書局、二〇一一年）。
- 一九八四「宋朝官撫使等的属官体制」『文史』二二、九七―一一頁。
- 翁建道 WENG Jiandao
 二〇〇九「北宋機宜文字官初探」『史学彙刊』二〇〇九―二、三―三六頁。
- 呉曉萍 WU Xiaoping
 二〇〇六『宋代外交制度研究』安徽人民出版社。
- 山崎寛士 YAMAZAKI Satoshi
 二〇一〇「宋代兩浙地域における市舶司行政」『東洋史研究』六九―一、六〇―九二頁。
- 二〇一三「外交文書より見た宋代東アジア海域世界」平田・遠藤二〇一三、二二七―二五三頁。
- 二〇一七「帝国の中世——中華帝国論のはざま——」渡辺信一郎・西村成雄（編）『中国の国家体制をどうみるか——伝統と近代——』汲古書院、一八七―二〇八頁。

與座良一 YOZA Ryochi

- 二〇〇九 a 「熙豊年間の軍制改革——保甲法と將兵法を中心として——」『鷹陵史学』三五、一—二二頁。
 二〇〇九 b 「北宋の將兵法について」『東洋学報』九一—三、三三—六九頁。
 二〇一〇 「北宋期、陝西における將兵法について」『鷹陵史学』三六、二—四五頁。

張德宗 ZHANG Dezong

- 一九八三 「北宋的禁兵制度」中州書画社（編）『宋史論集』中州書画社、二〇二—二二五頁。

張禕 ZHANG Hai

- 二〇〇九 「制詔勅札与北宋的政令頒行」北京大學博士論文。
 二〇一三 「中書・尚書省劄子与宋代皇權運作」『歷史研究』二〇一三—五、五〇—六六頁。

張琰玲 ZHANG Yanling

- 二〇一五 「黑水城漢文文獻研究叙録」寧夏社會科學院歷史研究所（編）『西夏研究論文集』鳳凰出版社、二七二—二九九頁。

周佳 ZHOU Jia

- 二〇一三 「北宋上殿札子探研」『史学月刊』二〇一三—四、三四—三九頁。

《宋西北边境军政文书》中所见的宋代文书书式与其传递：
以宋代文书体系的复原为目的

伊藤一马

当今学界，有关宋代文书的研究呈现出一片蓬勃之象。究其原因，既有来自与文书制度相关的政治史、外交史等多个领域的关心的高涨，也可归为宋代史料环境的改善，如文书史料的增加。与秦汉时期的简牍史料、唐代的敦煌吐鲁番出土文书、元代《元典章》及黑水城出土文书、明清时期的档案材料相比，宋代史研究历来缺乏文书史料，文书研究的进展也略显艰难。不过，近年来宋代文书研究渐渐开始出现累累硕果，而这种趋势将来或也将持续下去。然而尽管如此，宋代文书研究却也面临着重大的课题——即宋代文书体系的整体样貌的复原。本文通过对《宋西北边境军政文书》（以下简称《宋西北文书》）的分析，以求窥宋代地方文书行政之一斑，对宋代文书体系整体样貌的复原作一尝试。

通过《宋西北文书》，状、牒、札付（札子）、帖等地方官司之间相互往来的文书实例都可以得到确认。首先，状式文书作为上行文书，主要是由鄜延路第七将统属下的堡寨、以及堡寨中配置的军队和人员向鄜延路第七将发出时使用；其次的牒式文书主要为平行文书，为延安府或保安军、以及同级的鄜延路第十将向鄜延路第七将发出时使用，有时也在非统属关系的往来文书中临时使用；而札付（札子）在《司马氏书仪》或《庆元条法事类》中不见记载，但可以确认为鄜延路经略安抚使司或都总管司发向鄜延路第七将的下行文书。最后的帖式文书，是《宋西北文书》中唯一由鄜延路第七将发出的下行文书。不过，这类帖式文书也具有通行证的功能，可以判断它们最终仍会返回鄜延路第七将之处。

除此之外，由《宋西北文书》中不同文书的内容，还可以确认一些关于文书收发关系的事实。例如，鄜延路第七将向其统属下的堡寨发送下行文书时，使用的是牒式文书；又如，鄜延路第七将向鄜延路经略安抚使司发送文书时，文书书式虽然无法确定，但可以判断“申”字是一个关键字。另外，县与堡寨、或是堡寨与堡寨之间，也使用式。此外，经略安抚使司发文书给保安军时，使用的也是牒式文书。

通过以上《宋西北文书》中能够确认的文书传递相关信息，可以复原在从北宋末期到南宋初期的地方文书传递过程。不过，《宋西北文书》史料群本身有诸多局限，这种文书行政的流程定型于何时，又持续到何时，在其他地区是否也能适用，诸如这些问题，今后还需通过与其他文书史料群或编纂史料进行比较与对照，加以探讨。